

筑波大学 経済学論集

第 50 号

2003 年 10 月

論 説

所得税法の経済学

..... 河野 惟 隆… (1)

社会主義の致命的な誤謬とは何か？

—— 非人道性の真実と理論的起源 ——

..... 平山 朝治… (89)

書 評

田中洋子著『ドイツ企業社会の形成と変容

—— クルップ社における労働・生活・統治 ——』

..... 加来 祥男… (157)

筑波大学社会科学系（経済学）

THE UNIVERSITY OF TSUKUBA ECONOMIC REVIEW

No. 50, October 2003

Articles

- Economics on the Individual Income Tax Law
.....Koretaka KOHNO... (1)

- What Are the Fatal Errors Committed by Socialism ?
—— On the Truth and the Theoretical Origin of its Inhumanity ——
.....Asaji HIRAYAMA... (89)

Book Review

- Yoko, TANAKA, *Formation and Transformation of the German Company-Community*
—— *Career, Security and Governance in the Fried.
Krupp Co. before the First World War* ——
.....Sachio KAKU... (157)
-

Edited by the Department of Economics
Institute of Social Sciences
University of Tsukuba

所得税法の経済学

河野惟隆

1-1 はじめに ——税法の経済学——

本稿は、日本の税法の経済学について述べる。税法の経済学とは、税法を経済的観点から述べるものである。元々、税法は、経済的観点から定められており、従って、税法を経済的観点から述べる、ということは、税法の根源的な存在理由を考察する、ということである。

一般に、税法という用語は、二つの意味で使用されている。税法が規定している、という時の税法とは、法的現象という意味である。他方、法学の一分野という意味で税法という用語が使用されている。本稿が分析対象とする税法とは、もちろん、前者の法的現象という意味での税法である。後者の意味での税法は、正確には、税法学と称するのが望ましい。それと言うのも、前者の意味での法的現象を分析対象とする学問には、法学としての税法学だけでなく、経済学もあるからである。

税法学者は自ら、税法あるいは租税法という用語を使用して、税法学を表している。税法学が、法律の条文という意味での税法を、体系的に整序するものであるとすれば、体系的に整序されたものとは言え、税法学が、法律の条文であることに変わりはなく、法律の条文という意味での税法と、税法学とを同一視し、後者の税法学を、前者の税法と呼称するのも理の当然である。法学が法解釈であるとすれば、解釈されたものとは言え、法学が法律であることに変わりはなく、学問としての法学を、法律と同一視しても何ら不思議ではない。

本稿では、かような体系的整序を前提として、法律の条文としての意味での税法の経済的含意を探ることとしたい。かのような趣旨に鑑みて、本稿では特に次のような点を明らかにしたい。税法学では様々な選択関係を任意としているが、本稿では、そのような選択関係は比較可能であり従って任意ではなく一意的であること、あるいは、様々な選択関係は単純に任意なのではなく同値関係にあること、を明らかにしたい。又、税法の規定が、経済的公平を図る観点から定められていることを、明らかにしたい。

日本では、例えは税額計算という技術は、言わば実学とし軽視され、専ら、技術の背後にある存在理由の解明が、つまり、存在論こそが真の学問と見做されてきた。前者の実学に対して、後者の唱導者は後者を逆説的な意味で、虚学と自称してきた。しかし、分析道具としての後者の無効性は白日の下に明らかになり、逆説は逆説ではなく真となり、文字通り名実ともに虚学となつた。考えてみれば、元々、技術なき存在論など空中楼閣でしかなく、大言壯語にして内容空疎でしかなかったのであるから、その無効性が露顕するのも時間の問題であったのである。そこで本稿では技術を重視しつつ、改めて法律としての税法の存在理由を考えてみたい。

日本の税法は、国税に関するものと、地方税に関するものとがあるが、本稿では、前者の国税に関するものを取り上げ、しかも、国税のうち主たるものである、所得税法と法人税法のうち、所得税法を取り上げることにする。

本稿では、最初に条文を掲げ、その後でその条文の分析を行うこととする。条文と分析とを峻別することにする。それと言うのも、条文の叙述をもって分析と称している文献が多数みられるからである。条文の引用に際しては中途を省くことがあるが、煩瑣を極めるので、そのことを一々断わらないことにする。本稿では、租税特別措置法は措法、租税特別措置法施行令は措令と、それぞれ略称することにする。

1－2 はじめに ——本稿の構成——

本節では、以下の本稿の構成について述べる。2では、全体を俯瞰することにし、2－1では、10種類の所得のうち、8種類は総合され総所得金額として総合課税され、残りの2つはそれぞれ分離独立され分離課税されることを述べ、次いで2－2では、本法で総合課税されると規定された8種類の所得のうち幾つかはそれぞれ、租税特別措置法によって分離独立され分離課税されるということを述べる。そして総合課税されるものについて、3で述べ、分離課税されるものについて、と言っても具体的には租税特別措置法によって分離課税されるものについて、4で述べる。それぞれ次の通りである。

先ず、3－1では総所得金額が課税総所得金額と規定されてゆく過程について述べることとし、3－1－1では、総所得金額の主たる所得である3種類の所得について述べ、3－1－2では、税法が経済的損失に配慮している点について述べ、そして、3－1－3では、税法が各個人に対して最低限の所得保障に配慮していると言われている点について述べる。

そして3－2では、3－1で規定された課税総所得金額に対して税額の計算が行われることとし、3－2－1では、原則的な税額計算について述べ、3－2－2では、税額計算の簡便法について言及し、そして3－2－3では、原則的な税額計算が全面的に実施されると或る欠陥が惹起されるが、それを惹起させないために、税法に事前に組み入れている補完策について述べる。3－2－4では、高所得者にも適用される所得控除や低法定税率の言わば差益が実質的には消失せしめられていることについて述べる。

次に4では、4－1、4－2、4－3のそれぞれにおいて、租税特別措置法によって、総所得金額から分離独立され分離課税される、3種類の所得について、それぞれ税額計算も含めて、各小節において1種類ずつ個別に述べることにする。

最後に5において、本稿を要約することにする。

2 総合課税と分離課税

2-1 所得税額の計算の順序

所得税法

(所得税額の計算の順序)

- 第21条 居住者に対して課する所得税の額は、次に定める順序により計算する。
- 一 次章第2節(各種所得の金額の計算)の規定により、その所得を利子、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算する。
 - 二 前号の所得の金額を基礎として、次条及び次章第3節(損益通算及び損失の繰越控除)の規定により同条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。
 - 三 次章第4節(所得控除)の規定により前号の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から基礎控除その他の控除をして第89条第2項(税率)に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を計算する。
 - 四 前号の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を基礎として、第3章第1節(税率)の規定により所得税の額を計算する。
 - 五 第3章第2節(税額控除)の規定により配当控除及び外国税額控除を受ける場合には、前号の所得税の額に相当する金額からその控除をした後の金額をもって所得税の額とする。

この21条の第1項第一号では、その末尾において、所得ごとに所得の金額を計算する、と定めている。この、所得の金額とは、収入金額から、必要経費あるいは、それぞれ定められている控除額という金額を差し引いて得られる残額を意味している。つまり、税法では、所得の金額と、収入金額とを内容的に区別している。後で詳述するが、例えば、給与について収入金額と、所得の金額と

を区別しており、事業所得についても同様である。そして、公的年金についても、収入金額と、所得の金額とを区別して、後者は雑所得としている。両者の区別を明確にしておくことは極めて重要である。

尚、上で述べた、必要経費、あるいはそれぞれ定められている控除額という場合の、控除額は、いわゆる所得控除ではないことを予め、断わっておく。前者の、控除額は、収入金額から差し引かれるものであって、後者の、所得控除は、所得の金額から差し引かれるものであり、両者は全く相異なるものなのである。

第一号では10種類の所得が挙げられている。しかし、これらが同じウエイトをもつ訳ではない。現役就業者のうち大半は給与所得を恒常に主たる所得とするものであり、残りは事業所得を恒常に主たる所得とするものである。引退した高齢者は、公的年金から成る雑所得を恒常に主たる所得とする。かくして、10種類の所得のうち、恒常に主たる所得という観点からは、給与所得を主として考慮し、副次的に事業所得と雑所得を取り扱えばよい、ということになる。残りの7種類の所得は、定期的なものであれ不定期的なものであれ、従たる所得か、あるいは、それを主たる所得とする者は極めて少数であると言つてよい。ただ、この7種類のうちには、ある意味で重要なものもあるが、それについては後で述べることにする。

第二号は次のように解釈される。10種類の所得について、後で述べる、損益通算と損失の繰越控除とを行い、その後で、8種類の所得は合計して総所得金額とし、退職所得と山林所得とはそれぞれ退職所得金額と山林所得金額とする、ということである。所得には多くの種類があるので、一見すると複雑なように見えるが、それは外見上の見掛けであって、実際はそうでもない。

先ず総所得金額については次のようになっている。先にも述べたように、各居住者にとって、恒常に主たる所得は、給与所得か、事業所得か、雑所得かの何れか一つであって、従って大量現象としては、これら三つを合計する、と

いうことはありえない。他方、利子所得は租税特別措置法によって総所得金額には含まれないで分離され、又、譲渡所得のうち主たる土地譲渡所得も租税特別措置法によって同様に分離され、そして、配当所得のうち特定の条件を充たすものは租税特別措置によって分離される。残るは不動産所得と一時所得の二つであり、前者は賃貸収入で定期的で明確であるが、一部の居住者にのみ該当するものであり、後者は、総所得金額を構成するとされる7種類の所得のうち雑所得を除く、6種類の所得以外の所得であり、極めて稀なものである。かくして総所得金額とは、基本的には、給与所得、事業所得、雑所得のうち何れか一つであり、ケースによっては、これに、不動産所得が加えられたり、あるいは、分離の特定の条件を充たさない配当所得とが加えられる、とみなしてよい。

総所得金額と分離される二つの所得のうち、退職所得金額は各居住者については極めて稀にしか生じないものであり、又、山林所得金額はたとえ定期的に生ずるとしても、居住者全体のうちでは極小である。

かくして、所得の種類としては主として給与所得を考慮し、副次的に事業所得と雑所得を取り扱えばよい、ということに鑑みて、かような観点から、特に総所得金額を考慮すればよい、ということになる。

ただ、税法が、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の三つを並列させながら、定めているので、本稿でも、敢えて後二者を排除しないで論ずることにする。

さて10種類の所得それぞれについては、所得の金額と表されているが、合計され、あるいは、分離される時は、所得金額と表され、さらに所得金額という用語の直前に、それぞれ、総、退職、山林という用語が付せられている。この所得金額という用語には、税率が乗せられるもの、被乗数という意味がある。と言うのは、この第二号の文中には、次条・・・の規定により同条に規定する、という文言があるが、この次条では課税標準について規定されており、この課税標準は、税率が乗せられる被乗数を意味するからである。

第三号における所得控除とは、後で詳述するが、簡単に言えば、第二号で規定した所得金額について、特定の条件を充たす金額については、税率が乗せられる被乗数から除く、ということである。所得金額という用語の直前に、課税という用語を付して、課税所得金額と称している。具体的に言えば、先の三つについて所得控除された残額は、それぞれ、課税という用語が直前に付されて、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額と称されている。先に、税法は収入金額と所得金額とを区別している、と述べたが、さらに、所得金額と課税所得金額も区別しているのである。

2－2 課税標準

所得税法

(課税標準)

第22条 居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 総所得金額は、次節(各種所得の金額の計算)の規定により計算した次に掲げる金額の合計額(第70条第1項若しくは第2項(純損失の繰越控除)又は第71条第1項(雑損失の繰越控除)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とする。

一 利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額(第33条第3項第一号(譲渡所得の金額の計算)に掲げる(所有期間が5年以内の資産の譲渡による——引用者注)所得に係る部分の金額に限る。)及び雑所得の金額(これらの金額につき第69条(損益通算)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額

二 譲渡所得の金額(第33条第3項第二号に掲げる(第一号に掲げる所得以外の——引用者注)所得に係る部分の金額に限る。)及び一時所得の金額(これらの金額につき第69条の規定がある場合には、その適用後の金額)の合計額の2分

の1に相当する金額

3 退職所得金額又は山林所得金額は、それぞれ次節の規定により計算した退職所得の金額又は山林所得の金額(これらの金額につき第69条から第71条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とする。

第1項の、課税標準とは、税率が乗せられるもの、つまり被乗数である。そして第1項には、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の三者それぞれについて税額が算出される、つまり、三者は分離して課税される、という含意がある。

しかし、分離課税ならば他にもある。次にこの点について述べる。第2項の第一号は、利子所得は総所得金額に含まれると規定しているが、後述するように、租税特別措置法によって総所得金額には含まれずに、分離課税される、と規定されている。配当所得のうち、特定の条件を充たすものも同様である。さらに、譲渡所得の主たるものである土地譲渡所得も同様である。これらは総所得金額には含まれずに、分離課税される。かくして第1項は実際は次のようになる。総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額は分離課税されるが、さらに、利子所得、特定の条件を充たす配当所得、土地譲渡所得は総所得金額には含まれずに分離課税される、ということになる。

ただし、同じく分離課税でも、完全に分離されるものと、相互に依存しながら分離されるものがある。第69条の損益通算、第70条の純損失の繰越控除、そして第71条の雑損失の繰越控除に関連して、分離課税にそのような性格の差異が生ずる。この三つの条文については、後で詳しく論ずるが、ここで簡単に述べながら、分離課税の差異について述べることにする。

第69条の損益通算とは、事業所得や土地譲渡所得に損失が生じた場合に、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額から、その損失を控除する、あるいは、事業所得に損失が生じた場合に、総所得金額、土地譲渡所得、退職所得金

額及び山林所得金額から、その損失を控除する、というものである。第70条の純損失の繰越控除とは、第69条の損益通算を行っても、控除し切れないで残額がある場合、その残額を純損失と言い、それを翌年に繰越して、同様の損益通算ができる、というものである。このように、土地譲渡所得は、分離課税される、と言っても、損益通算や純損失の繰越控除と関わっており、その限りで、相互に依存しつつ分離されている、と言ってよい。これに対して、利子所得と、特定の条件を充たす配当所得は、それらと関わっておらず、その限りで、完全に分離されていると言ってよい。

次に、第71条の雑損失の繰越控除について述べるが、その前に、これと関連する第72条の雑損控除について述べる。雑損控除とは、資産について災害又は盜難若しくは横領による損失が生じた場合、その損失を、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する、というものである。そして、控除し切れない場合、その残額を雑損失と言い、翌年に繰越して、同様の控除ができる、というのが雑損失の繰越控除である。土地譲渡所得は、租税特別措置法によつて、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額と並んで、雑損控除される側にあり、従つて又、雑損失の繰越控除が行われる側にある。この限りで、土地譲渡所得は、分離課税されると言っても、これら三者と相互に依存しつつ、分離されている、ということになる。

3 総合課税

3-1 課税総所得金額

3-1-1 紙与所得・事業所得・雑所得(公的年金)・退職所得

個人の、恒常的な主たる所得は、紙与所得か、事業所得か、又は、雑所得(公的年金)か、の何れか1つである。これら3つのうちの、何れか1つを、恒常的な主たる所得とする個人を、それぞれの所得の直ぐ後に者をつけて、それぞれ紙与所得者、事業所得者、雑所得(公的年金)者と言うことにする。そうする

と、給与所得者、事業所得者そして雑所得（公的年金）者の、各々の総所得金額は、主として、給与所得、事業所得、雑所得（公的年金）である、ということになる。決して、3つを総合して、総所得金額とする、というような関係には、基本的にはない、と言ってよい。ただ、次の、3-1-2で述べるように、これら3つのうちの1つしか所得がないとしても、それが直ぐに総所得金額になるとは限らず、ケースによっては、若干の紆余曲折がある。

以下では、これら3つのうち、主として給与所得と雑所得（公的年金）について述べる。事業所得については簡単に言及するに止める。それと言うのも、前二者と比べて事業所得に関する規定は膨大であるからであり、他方、その規定は大半は法人税法によって代替可能だからである。尚、退職所得は、総所得金額には含まれず、それから分離独立されるものであるが、給与所得や雑所得（公的年金）の導出の仕方と、似たような側面があるので、ここでも触れるこ^トにする。

所得税法

（給与所得）

第28条 紙与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（「給与等」という）に係る所得をいう。

2 紙与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 前項に規定する収入金額が180万円以下である場合 当該収入金額の100分の40に相当する金額（当該金額が65万円に満たない場合には65万円）
- 二 前項に規定する収入金額が180万円を超え360万円以下である場合 72万円と当該収入から180万円を控除した金額の100分の30に相当する金額との合計

額

- 三 前項に規定する収入金額が360万円を超える場合 126万円と当該収入金額から360万円を控除した金額の100分の20に相当する金額との合計額
- 四 前項に規定する収入金額が660万円を超える場合 186万円と当該収入金額から660万円を控除した金額の100分の10に相当する金額との合計額
- 五 前項に規定する収入金額が1,000万円を超える場合 220万円と当該収入金額から1,000万円を控除した金額の100分の5に相当する金額との合計額

以下、それぞれの場合について、控除額を求める式を明示し、控除率の表を表示し、そして、それぞれの場合の上限の収入金額の控除額を、各号の次号と関連するので、算出することにする。以下で見るように、結局、給与所得控除額は、超過累退になっている。

第一号

$$65\text{万} \div 0.40 = 162.5\text{万円}$$

162.5万円未満の場合

給与収入金額	控除額	控除率
65万円以下	当該収入全額	100%
65万円超 162.5万円未満	65万円	$\frac{65\text{万円}}{\text{当該収入金額}} \times 100\%$

この表と、以下の表とは、基本的に意味が異なる。この表では、給与所得者の集合を、給与収入金額の大きさによって、区分している。以下の表では、各給与所得者の、給与収入金額を構成している1,000円の集合を、区分、但し、順

序づけて区分している。例えば、ある給与所得者が、660万円を有しているとすると、先ず、1,800個の1,000円を区分し、次に、1,800個の1,000円を区分し、残りの、3,000個の1,000円を3番目に区分されたものとしている。

162.5万円以上の場合

$$\begin{aligned}\text{控除額} &= 65\text{万円} + (\text{収入金額} - 162.5\text{万円}) \times 0.40 \\ &= 162.5\text{万円} \times 0.40 + (\text{収入金額} - 162.5\text{万円}) \times 0.40 \\ &= \text{収入金額} \times 0.40\end{aligned}$$

180万円以下	40%
---------	-----

例：180万円の収入金額

$$\text{控除額} = 180\text{万円} \times 0.40 = 72\text{万円}$$

第二号

$$\begin{aligned}\text{控除額} &= 72\text{万円} + (\text{収入金額} - 180\text{万円}) \times 0.30 \\ &= 180\text{万円} \times 0.40 + (\text{収入金額} - 180\text{万円}) \times 0.30\end{aligned}$$

180万円以下	40%	
180万円超	360万円以下	30%

例：360万円の収入金額

$$\begin{aligned}\text{控除額} &= 72\text{万円} + (360\text{万円} - 180\text{万円}) \times 0.30 \\ &= 126\text{万円}\end{aligned}$$

第三号

$$\begin{aligned}\text{控除額} &= 126\text{万円} + (\text{収入金額} - 360\text{万円}) \times 0.20 \\ &= 180\text{万円} \times 0.40 + (360\text{万円} - 180\text{万円}) \times 0.30\end{aligned}$$

$$+ (\text{収入金額} - 360\text{万円}) \times 0.20$$

180万円以下	40%
180万円超 360万円以下	30%
360万円超 660万円以下	20%

例：660万円の収入金額

$$\begin{aligned}\text{控除額} &= 126\text{万円} + (660\text{万円} - 360\text{万円}) \times 0.20 \\ &= 186\text{万円}\end{aligned}$$

第四号

$$\begin{aligned}\text{控除額} &= 186\text{万円} + (\text{収入金額} - 660\text{万円}) \times 0.10 \\ &= 180\text{万円} \times 0.40 + (360\text{万円} - 180\text{万円}) \times 0.30 \\ &\quad + (660\text{万円} - 360\text{万円}) \times 0.20 + (\text{収入金額} - 660\text{万円}) \times 0.10\end{aligned}$$

180万円以下	40%
180万円超 360万円以下	30%
360万円超 660万円以下	20%
660万円超 1,000万円以下	10%

例：1,000万円の収入金額

$$\begin{aligned}\text{控除額} &= 186\text{万円} + (1,000\text{万円} - 660\text{万円}) \times 0.10 \\ &= 220\text{万円}\end{aligned}$$

第五号

$$\begin{aligned}\text{控除額} &= 220\text{万円} + (\text{収入金額} - 1,000\text{万円}) \times 0.05 \\ &= 180\text{万円} \times 0.40 + (360\text{万円} - 180\text{万円}) \times 0.30 \\ &\quad + (660\text{万円} - 360\text{万円}) \times 0.20 \\ &\quad + (1,000\text{万円} - 660\text{万円}) \times 0.10\end{aligned}$$

$+ (\text{収入金額} - 1,000\text{万円}) \times 0.05$

180万円以下	40%
180万円超 360万円以下	30%
360万円超 660万円以下	20%
600万円超 1,000万円以下	10%
1,000万円超	5%

結局、この所得税法の第28条第3項は、その年中の給与等の収入金額が162.5万円以上の場合には、後述の所得税法の第89条と同様に、次のように規定した方がよい。

給与所得控除額は、その年中の給与等の収入金額を、次の表の左欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の右欄に掲げる控除率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

180万円以下	40%
180万円超 360万円以下	30%
360万円超 600万円以下	20%
600万円超 1,000万円以下	10%
1000万円超	5%

所得税法

(事業所得)

第27条 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいう。

2 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

所得税法

(資産損失の必要経費算入)

第51条 居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものについて、取りこわし、除却、滅失、(当該資産の損壊による価値の減少を含む。)その他の事由により生じた損失の金額(資産の譲渡により又はこれに関連して生じたものを除く。)は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

事業所得を算出する際の、総収入金額に関する規定と、必要経費に関する規定とは、給与所得や雑所得（公的年金）を算出する際の規定と比べて、膨大である。しかし、それらの膨大な規定は、殆ど法人税法で代替可能であるので、ここでは言及するだけに止めることにする。尚、後述する雑損控除とは独立に、事業年度には、取りこわし、除却、滅失などによる損失の必要経費算入が認容されるものとして、規定されている。

所得税法

(雑所得)

第35条 雜所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2 雜所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

- 一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
- 二 その年中の雑所得(公的年金等に係るもの除去)に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

4 第2項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる金額の合計額と

する。ただし、当該合計額が140万円に満たないときは、140万円とする。

- 一 100万円
- 二 その年中の公的年金等の収入金額から前号に掲げる金額を控除した残額の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次の掲げる金額
 - イ 当該残額が360万円以下である場合 当該残額の100分の25に相当する金額
 - ロ 当該残額が360万円を超える場合 720万円以下である場合 90万円と当該残額から360万円を控除した金額の100分の15に相当する金額との合計額
 - ハ 当該残額が720万円を超える場合 144万円と当該残額から720万円を控除した金額の100分の5に相当する金額との合計額

以下、それぞれの場合について、控除額を求める式を明示し、控除率の表を掲げ、そして、前後の関連を明確にするために必要となるので、それぞれの場合の上限なり下限なりの収入金額の控除額を算出することにする。見られるように、公的年金等控除額は超過累退になっている。

控除額の当該合計額が丁度140万円となるような収入金額は次のようにして求められる。

$$(140\text{万円} - 100\text{万円}) \div 0.25 = 160\text{万円}$$

$$100\text{万円} + 160\text{万円} = 260\text{万円}$$

従って収入金額が260万円未満の場合の控除額は次のようになる。

収入金額	控除額	控除率
140万円以下	収入金額全額	100%
140万円超 260万円未満	140万円	$\frac{140\text{万円}}{\text{収入金額}} \times 100\%$

先の給与所得の場合と同様に、この表と、以下の表とは、基本的に意味が異なる。この表では、雑所得（公的年金）者の集合を、収入金額の大きさによつ

て、区分している。以下の表では、各雑所得（公的年金）者の、収入金額を構成している1,000円の集合を、区分、但し、順序づけて区分している。

イ

$$360\text{万円} \geq \text{収入金額} - 100\text{万円} \geq 160\text{万円}$$

$$\Leftrightarrow 460\text{万円} \geq \text{収入金額} \geq 260\text{万円}$$

$$\text{控除額} = 100\text{万円} \times 1.00 + (\text{収入金額} - 100\text{万円}) \times 0.25$$

収入金額が260万円以上460万円以下の場合

100万円以下	100%
100万円超 460万円以下	25%

$$\begin{aligned}\text{収入金額が460万円の時の控除額} &= 100\text{万円} \times 1.00 + (460\text{万円} - 100\text{万円}) \times 0.25 \\ &= 100\text{万円} + 90\text{万円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{収入金額が260万円の時の控除額} &= 100\text{万円} \times 1.00 + (260\text{万円} - 100\text{万円}) \times 0.25 \\ &= 100\text{万円} + 40\text{万円} \\ &= 140\text{万円}\end{aligned}$$

ロ

$$720\text{万円} \geq \text{収入金額} - 100\text{万円} > 360\text{万円}$$

$$\Leftrightarrow 820\text{万円} \geq \text{収入金額} > 460\text{万円}$$

$$\begin{aligned}\text{控除額} &= 100\text{万円} + 90\text{万円} + \{(\text{収入金額} - 100\text{万円}) - 360\text{万円}\} \times 0.15 \\ &= 100\text{万円} \times 1.00 + (460\text{万円} - 100\text{万円}) \times 0.25 \\ &\quad + (\text{収入金額} - 460\text{万円}) \times 0.15\end{aligned}$$

収入金額が460万円超820万円以下の場合

100万円以下	100%
100万円超 460万円以下	25%
460万円超 820万円以下	15%

収入金額が820万円の時の控除額＝100万円＋90万円

$$+ (820\text{万円} - 460\text{万円}) \times 0.15$$

$$= 100\text{万円} + 90\text{万円} + 54\text{万円}$$

$$= 100\text{万円} + 144\text{万円}$$

ハ

収入金額－100万円 > 720万円

⇒ 収入金額 > 820万円

控除額 = 100万円 + 144万円 + { (収入金額－100万円) - 720万円 } × 0.05

$$= 100\text{万円} \times 1.00 + (460\text{万円} - 100\text{万円}) \times 0.25$$

$$+ (820\text{万円} - 460\text{万円}) \times 0.15$$

$$+ (\text{収入金額} - 820\text{万円}) \times 0.05$$

収入金額が820万円超の場合

100万円以下	100%
100万円超 460万円以下	25%
460万円超 820万円以下	15%
820万円超	5%

結局、この所得税法の第35条第4項は、公的年金等の収入金額が260万円以上の場合は、後述の所得税法の第89条と同様に、次のように規定した方がよい。

公的年金等控除額は、その年中の公的年金等の収入金額を、次の表の左欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の右欄に掲げる控除率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

100万円以下	100%
100万円超 460万円以下	25%
460万円超 820万円以下	15%
820万円超	5%

所得税法

(退職所得)

第30条 退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。

- 2 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とする。
- 3 前項に規定する退職所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。
 - 一 政令で定める勤続年数が20年以上である場合 40万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額
 - 二 勤続年数が20年を超える場合 800万円と70万円に当該勤続年数から20年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額

次のように、退職所得控除額は言わば超過累進になっている。そして、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額、が退職所得の金額となる。収入金額から控除額を控除するだけでも減税になるが、その残額を2分の1にして、初めて退職所得の金額とするので、一層、減税になる。

一

$$\text{控除額} = 40\text{万円} \times \text{勤続年数}$$

$$\begin{aligned}\text{勤続年数が20年の時の控除額} &= 40\text{万円} \times 20\text{年} \\ &= 800\text{万円}\end{aligned}$$

二

$$\begin{aligned}\text{控除額} &= 800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年}) \\ &= 40\text{万円} \times 20\text{年} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})\end{aligned}$$

20年以下	40万円
20年超	70万円

最後の退職所得は別として、以上述べてきた給与所得、事業所得そして雑所得（公的年金）のそれぞれを中心にして、総所得金額が計算される。ただ、ケースによって、総所得金額が確定されるまでは、若干の紆余曲折がある。その紆余曲折について次に述べる。

3－1－2 損益通算・純損失・雑損失

所得税法

(損益通算)

第69条 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令（特に所得税法施行令198条――引用者注）で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

所得税法施行令

(損益通算の順序)

第198条 （所得税――引用者注）法第69条第1項（損益通算）の政令で定める順序による控除は、次に定めるところによる。

- 一 不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず他の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額および雑所得の金額（「経常所得の金額」という。）から控除する。
- 二 譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず一時所得の金額から控除する。

三 第一号の場合において、同号の規定による控除をしてもなお控除しきれないとき損失の金額があるときは、これを譲渡所得の金額及び一時所得の金額から順次控除する。

四 第二号の場合において、同号の規定による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額があるときは、これを経常所得の金額から控除する。

五 第一号又は第二号の場合において、前各号の規定による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額があるときは、これをまず山林所得の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、退職所得の金額から控除する。

六 山林所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず経常所得の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、譲渡所得の金額及び一時所得の金額から順次控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、退職所得の金額から控除する。

(純損失の繰越控除)

第70条 確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年内の各年（その年分の所得税につき青色申告書を提出している年に限る。）において生じた純損失の金額がある場合には、当該純損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

(定義)

第2条

二十五 純損失の金額 第69条第1項（損益通算）に規定する損失の金額のうち同条の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額をいう。

(純損失の繰越控除)

第201条 (所得税——引用者注) 法第70条第1項又は第2項(純損失の繰越控除)の規定による純損失の金額の控除については、次に定めるところによる。

二 前年以前3年内の一の年において生じた純損失の金額については、次に定めるところによる。

イ 純損失の金額のうちに総所得金額の計算上生じた損失の部分の金額(第198条第1号から第5号まで(損益通算)の規定による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額をいう。)があるときは、これをまずその年分の総所得金額から控除する。

所得税法

(雑損失の繰越控除)

第71条 確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年内の各年において生じた雑損失の金額は、政令で定めるところにより、当該申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

(定義)

第2条

二十六 雜損失の金額 第72条第1項(雑損控除)に規定する損失の金額の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

所得税法施行令

(雑損失の繰越控除)

第204条 (所得税——引用者注) 法第71条第1項(雑損失の繰越控除)の規定による雑損失の金額の控除については、次の定めるところによる。

二 前年以前3年内の一の年において生じた雑損失の金額で前年以前において

控除されなかつた部分に相当する金額があるときは、これをその年分の総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

租税特別措置法施行令

(長期譲渡所得の課税の特例)

第20条 4 (租税特別措置——引用者注) 法第31条 (長期譲渡所得の課税の特例) 第1項 (同条第2項の規定により適用される場合を含む。) の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。条文中の上欄と下欄はそれぞれ左欄と右欄と読み替えることにする——引用者注)。

	総所得金額の	総所得金額又は長期譲渡所得の金額の
第201条 第二号	総所得金額から	総所得金額及び長期譲渡所得の金額から 又は長期譲渡所得の金額及び総所得金額から順 次
第204条 第1項 第二号	総所得金額	総所得金額、長期譲渡 所得の金額

租税特別措置法施行令

(短期譲渡所得の課税の特例)

第21条 9 (租税特別措置法施行令——引用者注) 第20条 (長期譲渡所得の課税の特例——引用者注) 第3項から第5項までの規定は、(租税特別措置——引用者注) 法第32条 (短期譲渡所得の課税の特例——引用者注) 第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第20条第3項から第5項までの規定中「長期譲渡所得の金額」とあるものは「短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

各種の所得の金額がそれぞれ計算されれば、総所得金額の計算が一応可能となる。しかし、そもそも、所得の金額の計算上、損失が発生したら、如何に処理するか、という問題が生ずる。この問題が解決されないと、総所得金額の計算が可能とならない。

課税とは、所得に関して一定の金額が徴収される、ということであるが、これと対称的な処理をするとすれば、損失が発生したら、その損失額に関して一定の金額が言わば補助金として賦与されなければならない。しかし、現実には、そのようにはなっていない。如何に適切に処理されているか、ということを直ぐ後で、明らかにする。

所得の計算上の損失ならば他にもある。総所得金額を構成する、各種の所得の金額の計算上における損失だけでなく、総所得金額から分離独立され、分離課税される、土地等や建物等の長期譲渡所得や短期譲渡所得の計算上において発生する損失額もある。後者を便宜上、分離土地長短譲渡所得と言うことにする。この計算上において発生する損失も、税法で配慮されている。

所得計算上の損失は、一般的に言えば、経済的損失である。経済的損失ならば他にもある。典型的には、資産の災害損失は、特定の所得に係わる損失ではないが、経済的損失として、所得の計算上、税法で配慮されている。

このような損失を、総所得金額の計算上において、考察することにする。その際に、想定可能な、すべてのケースについて考察することは、煩瑣を極めるだけであって、労多くして功少なし、である。極めて少数の、典型的なケースについて考察した方が、論点が明確になる。他のケースは、典型的なケースに追加して、あるいは、代替させて考えればよい。極めて少数の、典型的なケースは、次のようになる。

総所得金額の計算上、損失が発生する場合と、発生せずに所得が生ずる場合との、2つの場合にわけて考える。後者の、所得が生ずる場合に、総所得金額

の計算が考えられるのは、総所得金額以外において、損失が発生し、それが総所得金額の計算に波及効果を及ぼすからである。

中心に置く所得としては、損失が発生する場合は、事業所得とし、所得が発生する場合は、給与所得とする。それぞれ、次のように考えられる。

総所得金額の計算上、損失が発生する場合

- ある年に、ある人について、事業所得の計算上、損失が発生し、他方、同年、その人について、分離土地長短譲渡所得の計算上、所得が生じ、後者の所得が、前者の損失額を超過するとする。この人については、他に所得はないものとする。そうすると、前者の損失額は後者の所得から控除される、つまり、損益通算が行われる。その結果、総所得金額は、他に所得はないと仮定しているので、ゼロと確定される。マイナスにはならない。他方、分離土地長短譲渡所得は、その超過額として課税される。
- ある人について、事業所得の計算上、ある年に損失が発生し、翌年には所得が生じ、後者の所得は、前者の損失額を超過する、とする。この人については、他に所得はないものとする。そうすると、ある年には、総所得金額は、マイナスではなく、ゼロとして確定され、その補償措置としての、純損失の繰越控除によって、翌年には、総所得金額の計算上、前年の損失が控除され、その超過額が総所得金額として確定される。課税が単年で行われるのは、あくまで便宜上の事柄なので、このような繰越控除が補償措置として正当化されるのである。

総所得金額の計算上、所得が生ずる場合

- ある人について、ある年、給与所得の計算上、所得が生じ、(給与所得については損失の発生は考えにくい)、他方、同年、その人について分離土地長短譲渡所得の計算上、損失が発生し、後者の損失額は前者の所得を超過するとし、

翌年は、給与所得の計算上、所得が生じ、この所得は、前年の、損失額の所得超過額を、超過する、とする。この人については、他に所得はないものとする。そうすると、ある年、損失額のうち、所得相等額は、損益通算によって、所得から控除され、その結果、その年の総所得金額は、プラスではなく、ゼロとして確定され、分離土地長短譲渡所得も、損失額の所得超過額があつても、マイナスではなく、ゼロとして確定される。後者の補償措置として、純損失の繰越控除が行われ、翌年、損失額のうちの所得超過額が、給与所得のみから成る総所得金額の計算上、控除され、その残額が総所得金額として確定される。ある年も、翌年も、総所得金額を構成する給与所得に所得が生じていても、他からの波及効果で総所得金額の計算上、影響を受けるのである。

- ある人について、ある年、給与所得の計算上、所得が生じ、他方、同年、その人について資産の災害損失が発生し、後者の災害損失額は前者の所得を超過するとし、翌年は、給与所得の計算上、所得が生じ、この所得は、前年の、災害損失の所得超過額を、超過する、とする。この人については、他に所得はないものとする。そうすると、ある年、災害損失額のうち、所得相等額は、雑損控除（災害損失額等を総所得金額等から控除できること）によって、所得から控除され、その結果、その年の総所得金額は、厳密に言えば、課税総所得金額はプラスではなく、ゼロとして確定される。そして、雑損失の繰越控除によって、翌年、災害損失額のうちの所得超過額が、給与所得のみから成る総所得金額の計算上、控除され、その残額が総所得金額として確定される。ある年も、翌年も、総所得金額を構成する給与所得に所得が生じていても、それが直ちに総所得金額になるのではなく、他からの波及効果で総所得金額の計算上、影響を受けるのである。

以上のような、損益通算と純損失の繰越控除、ならびに、雑損控除と雑損失の繰越控除とによって、総所得金額が確定され、又、同時に、分離土地長短譲

渡所得の金額が確定される。他のあらゆるケースも、上述の、損益通算と損失の繰越控除を基準にして考えることができる。損益通算や損失の繰越控除に該当する事がない場合は、各種の所得の金額の計算から、直ちに総所得金額の計算が可能となり、又、他の所得の計算が可能となるのは、理の当然である。

3-1-3 所得控除

所得税法

(所得控除の順序)

第87条 雜損控除と医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除、障害者控除、老年者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は基礎控除とを行う場合には、まず雑損控除を行うものとする。

2 前項の控除をすべき金額は、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

所得税法

(雑損控除)

第72条 居住者又はその者の生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産について災害又は盜難若しくは横領による損失が生じた場合において、その年における当該損失の金額の合計額が次の各号（省略する——引用者）に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

租税特別措置法

(長期譲渡所得の課税の特例)

第31条 5 二 所得税法第69条から第87条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得の課税の特例)

第32条 4 第31条第5項の規定は、(この第32条の短期譲渡所得に対する税額に関する規定の——引用者注) 第1項又は第2項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において同条第5項第二号中「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

税法は、ある年において資産について災害・盜難・横領によって発生した損失は、所得控除のうちの一つの雑損控除として、その年分の総所得金額等から控除することとし、控除し切れない分は、翌年以降の総所得金額の計算上控除する、としている。しかし、このような取扱いは首尾一貫しない。首尾一貫させるためには、控除し切れない分を翌年以降の総所得金額の計算上控除する、とするのならば、遡及して、発生した年にも、損失額を、所得控除のうちの一つの雑損控除とするのではなく、つまり、その年分の総所得金額等から控除するのではなく、その年分の総所得金額等の計算上控除する、とするのが望ましい。と言うのは、資産についての災害・盜難・横領による損失は、先の分離土地長短譲渡所得の計算上発生する損失と同様に、経済的損失であり、後者は、発生した年の総所得金額等の計算上控除されるのであるから、前者も同様に取扱われるのが相応しいからである。元々、損失は、例えば事業所得の計算上発生した損失のように、発生した年に損益通算によって控除されるのであるから、資産についての災害・盜難・横領による損失も、損失一般として、発生した年の総所得金額等の計算上控除されるのが望ましい。さらに、所得税法（資産損失の必要経費算入）第51条を再記すると、不動産所得、事業年度又は山林所得

を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産について、取りこわし、除却、滅失、その他の事由により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する、となっているが、このように損失が、所得の金額の計算上控除されるのが当然視されるのであれば、資産についての災害・盗難・横領による損失も、発生した年の総所得金額等の計算上控除されるのも、当然視さるべきである。

租税特別措置法第31条5第二号と第32条4とによって、所得控除されるものとして、総所得金額の次に、分離土地長短譲渡所得の金額が規定されている。殆どが、総所得金額を所得控除額が下回り、所得控除は総所得金額だけで完了し、分離土地長短譲渡所得の金額から所得控除が行なわれることはないであろうが、分離と言えども、それは形式的には総所得金額と関わっているのである。

(基礎控除)

第86条 居住者については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から38万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、基礎控除という。

(配偶者控除)

第83条 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から38万円を控除する。

3 第1項の規定による控除は、配偶者控除という。

(扶養控除)

第84条 居住者が扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その扶養親族一人につき38万円

を控除する。

3 第1項の規定による控除は、扶養控除という。

ここで稼得者一人につき、配偶者と、扶養親族二人がいるものと想定する。税法は、稼得者一人の所得に対して規定されているので、以下では、この稼得者一人を個人と称することにする。実は、これまでも、そのように称してきたのであるが、改めて、この点を断っておくことにする。

個人の総所得金額については、先ず、所得控除を行い、残額を課税総所得金額と規定している。前者の所得控除とは、一定金額について非課税とする、ということである。一定金額に適用される税率は、言わば0%とする、ということである。そして、後者の課税総所得金額に対して0%超の法定税率が適用されるのである。以下、前者の所得控除について述べる。

すべての個人に共通に行われる所得控除は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、そして社会保険料控除である。ここでは、最後の社会保険料控除は割愛し、前三者について、しかも、それらを一括して述べることにする。便宜上、所得控除と称することにする。それぞれ金額は、38万円、38万円そして(2×38)万円なので、合計は152万円となる。この152万円を、所得控除額と称することにする。

所得控除が行われるのは、すべての個人の基本的人権を擁護し最低限の生活を保障するためである、と一般に言われている。低所得者だけでなく、中所得者や高所得者についても、基本的人権を擁護し最低限の生活を保障するために、所得控除が行われる、と一般に言われている。

しかし、かような言わば通説は誤りである。と言うのは、中所得者や高所得者に対して、所得控除が形式的に行なわれているが、実質的には行われていないからである。形式的には0%の税率が適用されているが、実質的には所得控除額に対して0%超の税率が適用されているからである。

この点については、後の3—2—4において詳述するが、ここでは、次のような明白な点だけ述べておくことにする。482万円超900万円以下の課税総所得を有する個人に対して、形式的には所得控除が行われるが、実質的には所得控除額152万円に対して10%の税率が適用されている。又、1,534万円超1,800万円以下の課税総所得金額を有する個人に対して、形式的には所得控除が行われるが、実質的には所得控除額152万円に対して20%の税率が適用されている。そして、3,243万円超の課税総所得金額を有する個人に対して、形式的には所得控除が行われるが、実質的には所得控除額152万円に対して30%の税率が適用されている。

このように、482万円超の課税総所得金額を有する個人に対して、形式的には所得控除が行なわれていても、実質的には所得控除額に対して10%以上の税率が適用されているのである。従って、所得控除はすべての個人の基本的人権を擁護し最低限の生活を保障する、というのは単なる叫喚、幻想でしかない。

それでも、482万円超の課税総所得金額を有する個人の、税引後の所得は絶対額で大きい。つまり、形式的にも実質的にも所得控除が行われる、0超330万円以下の課税総所得金額を有する個人の、税引後の所得よりも、形式的には所得控除が行われても実質的には行われない、482万円超の課税総所得金額を有する個人の、税引後の所得が、絶対額で大きいのである。詳細な理由は省くが、330万円超482万円以下の課税総所得金額を有する個人でも、同様に、税引後の所得は絶対額で大きいのである。

結局、中所得者や高所得者に対しても、所得控除が形式的には行われていても実質的には行われていないということは、後で、3—2—1で述べるように、課税総所得金額が大きくなれば、税額が絶対的に大きくなる、ということから明らかとなる。税額が大きくなるのが連続的なので、税引後の所得も連続的に大きくなるからである。

結局、中所得者や高所得者に対しても、形式的とは言え、所得控除が行われ

るのは、税引後の所得について、累進性の大きさを規定するためである。所得控除は、目標とする累進性を達成するための手段なのであり、手段でしかないものである。

(社会保険料控除)

第74条 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除される金額を、その居住者のその年度の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

3 第1項の規定による控除は、社会保険料控除という。

所得税法

(老年者控除)

第80条 居住者が老年者である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から50万円を控除する。

(定義)

第2条 三十 老年者 年齢65歳以上の者で、第70条（純損失の繰越控除）及び第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第22条（課税標準）に規定する総所得金額と、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が1,000万円以下であるものをいう。

年金に関して言えば、保険料の拠出時には支払保険料が社会保険料控除として所得控除され、年金受給時には、先に3-1-1で見たように、雑所得（公的年金）の金額の計算上、一定金額が控除され、ケースによっては、老年者控除として所得控除が行われている。

3-2 税額計算

3-2-1 法定税率表による税額計算

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律

(居住者の最高税率の特例)

第4条 居住者の平成11年以後の各年分の所得税に係る所得税法第2編第3章
第1節の規定の適用については、同法第89条第1項の表中

「 1,800万円を超える金額 100分の40 」
3,000万円を超える金額 100分の50 」

とあるのは、

「 1800万円を超える金額 100分の37 」

とする。

税率の大きさの差異は、いわゆる法定税率表の意味を検討する際には、関係がない。そこで、この3-2-1では、所得税法の税率で検討することにし、次の3-2-2では、この特例で検討することにする。

所得税法

(税率)

第89条 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の5分の1に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に5を乗じて計算した金額との合計額とする

330万円以下の金額	100分の10
330万円を超える900万円以下の金額	100分の20
900万円を超える1,800万円以下の金額	100分の30
1,800万円を超える3,000万円以下の金額	100分の40
3,000万円を超える金額	100分の50

2 課税総所得金額 課税退職所得金額又は課税山林所得金額は、それぞれ。総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から前章第4節（所得控除）の規定による控除をした残額とする。

上の条文の第1項において上欄ならびに下欄となっているのは、法律が縦書きになっている所為であって、本稿ではそれを横書きで引用しているので、以下ではそれぞれ左欄ならびに右欄と表することにする。又、表の右欄の100分10、100分の20等々は、それぞれ10%，20%等々あるいは0.10, 0.20等々と表することにする。さらに、この表は法定税率表と名付けることにする。上の条文を少しづつ分解しながら、その内容を明確にしてゆくこととする。

この条文の基本的な部分だけを取り出せば次のようになる。所得税の額は、・・・課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ・・・合計した金額と、その年分の課税山林所得金額・・・合計した金額に5を乗じて計算した金額との合計額とする、というのが、上の条文の基本的な部分である。

ここで、前者の、合計した金額、というのは、一つには課税総所得金額に対する税額を表し、もう一つには課税退職所得金額に対する税額を表している。一つの文言で、二つの事柄を表しているのである。この点は、上の条文で、課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ(傍点は引用者)、というように、それぞれ、と表されていることから明らかである。この、合計した金額、というのは決して、課税総所得金額に対する税額と、課税退職所得金額に対する税額とを、合計した金額、という意味ではない。課税総所得金額又は課税退職所

得金額、について、それぞれ、合計した金額、という意味である。つまり、課税総所得金額と課税退職所得金額については、それぞれ、別々に分離して税額が算出されるのである。分離課税と言われる所以である。尚、合計、の意味については直ぐ後で述べる。

後者の、合計した金額、というのは改めて詳細に述べるまでもなく、課税山林所得金額に関する税額である。従って、合計した金額に5を乗じて計算した金額、というのは、課税山林所得金額に対する税額である、ということになる。尚、合計、ならびに、5を乗じて、ということの意味は直ぐ後で述べる。

最後尾の、合計額とする、というのは、最初の、所得税の額、という主語に対して述語を成す。従って上の条文の基本的部分は具体的には、次のことになる。所得税の額は、課税総所得金額に対する税額と、課税退職所得金額に対する税額と、そして課税山林所得金額に対する税額、との合計額とする、ということになる。先に、課税総所得金額と課税退職所得金額については、それぞれ、別々に分離して税額が算出される、と述べたが、さらに、課税山林所得金額も、前二者に対して分離して税額が算出される。結局、これら三者については分離課税が行われる、ということになる。

三者への課税の関係を分離課税として明らかにしたので、今度は、それに対する税額の算出について述べることにする。特に、合計、ということの意味について明らかにする。

先に述べたように、上の条文の前半部分は、課税総所得金額又は課税退職所得金額それぞれについて一つの文章つまり同一の文章で定められており、従って、何れか一方について説明すれば事足りる。しかし、ここでは便宜上、両者について定められているとみなして、先ず、課税総所得金額について述べ、次に、課税退職所得金額について述べることにする。

上の条文のうち、先ず、課税総所得金額に対する税額についての部分を取り出せば、次のことになる。課税総所得金額・・・を・・・次の表の上欄に掲げ

る金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額、という部分である。このうち、特に、区分、という文言と、合計、という文言とが重要である。これら二つの文言について、一般的に述べることは後回しにして、ここでは例を挙げて述べることにする。

ある居住者が1,500万円の課税総所得金額を保有しているとする。この1,500万円に対する税額は次のようにして計算する。税額の算出には、所得×税率のようとする慣例があるので、ここでもその慣例に従うこととする。

$$\begin{aligned} & 330\text{万円} \times 0.10 + (900\text{万円} - 330\text{万円}) \times 0.20 \\ & + (1,500\text{万円} - 900\text{万円}) \times 0.30 \\ & = 1,500\text{万円への税額} \end{aligned}$$

左辺の計算を行うと次のようになる。

$$\begin{aligned} & 330\text{万円} \times 0.10 + 570\text{万円} \times 0.20 + 600\text{万円} \times 0.30 \\ & = 1,500\text{万円への税額} \end{aligned}$$

つまり、課税総所得金額・・・を・・・次の表の上欄に掲げる金額に区分して、という条文の意味は、ある居住者の1,500万円を、330万円と570万円と600万円の3つに区分する、ということである。しかも、この条文に続く、それぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて、という条文から明らかのように、その区分の仕方は、順序づけて区分する、というものである。つまり、1,500万円のうちから、先ず、330万円を区分し、次に、残りの(1,500万円-330万円=)1,170万円から570万円を区分し、残りの(1,170万円-570万円=)600万円を最後に3番目に区分されたものとする、ということである。

上の式の左辺をさらに次のように計算する。

$$33\text{万円} + 114\text{万円} + 180\text{万円} = 1,500\text{万円への税額}$$

そうすると、上の条文に続く、最後尾の、計算した金額を合計した金額、とは、33万円の税額と、114万円の税額と、180万円の税額との、3つの税額を合計したものである、ということになる。課税総所得金額のそれぞれ一部に税率を乗じたものが、それぞれ税額であることは明白である。

表に則して言えば次のようになる。先ず、330万円以下の金額、というのは、1,500万円のうちの、330万円を指す。この1,500万円のうちの、330万円に対する税額は、 $330\text{万円} \times 0.10 = 33\text{万円}$ である。次に、330万円を超え900万円以下の金額、というのは、1,500万円のうちの、 $900\text{万円} - 330\text{万円} = 570\text{万円}$ を指す。この、1,500万円のうちの、570万円に対する税額は、 $(900\text{万円} - 330\text{万円}) \times 0.20 = 114\text{万円}$ である。最後に3番目に、900万円を超え1,800万円以下の金額、というのは、ここでは課税総所得金額は、1,500万円なので、900万円を超え1,500万円以下の金額、というのは何か、ということになる。それは、1,500万円のうちの、 $1,500\text{万円} - 900\text{万円} = 600\text{万円}$ を指す。この、1,500万円のうち、600万円に対する税額は、 $(1,500\text{万円} - 900\text{万円}) \times 0.30 = 180\text{万円}$ である。表に則して言えばこのようになる。

次に課税退職所得金額について述べることにする。課税総所得金額の場合と全く同様なので、簡単に述べることにするが、一応、別個のものとして述べることにする。

上の条文のうち、課税退職所得金額に対する税額についての部分を取り出せば、次のようなになる。課税退職所得金額を・・・次の表の上欄に掲げる金額に区別してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額、という部分である。ある居住者が2,500万円の課税退職所得金額を保有しているとする。仮に、この居住者が、1,500万円の課税総所得金額も保有しているとすると、2,500万円の課税退職所得金額とは分離して、先のように税額を計算する。この点は先に述べたが、今一度、述べることにすると、条文の、課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ・・・区分して・・・計算し

た金額を合計した金額(傍点は引用者), のうちの, それぞれ, という文言から明らかである。もちろん, 課税総所得金額が1,500万円以外の場合も同様である。

先と同様に, この2,500万円への計算は次のように行う。

$$330\text{万円} \times 0.10 + (900\text{万円} - 330\text{万円}) \times 0.20$$

$$+ (1,800\text{万円} - 900\text{万円}) \times 0.30$$

$$+ (2,500\text{万円} - 1,800\text{万円}) \times 0.40$$

$$= 2,500\text{万円} \text{への税額}$$

$$330\text{万円} \times 0.10 + 570\text{万円} \times 0.20$$

$$+ 900\text{万円} \times 0.30 + 700\text{万円} \times 0.40$$

$$= 2,500\text{万円} \text{への税額}$$

最後に, 課税山林所得金額について述べる。ある居住者が, 2億円の課税山林所得金額を保有しているとする。仮に, この居住者が, 課税総所得金額を1,500万円, 課税退職所得金額を2,500万円それぞれ保有しているとすると, 先にも述べたように, これら三者は別々に分離して税額が算出されることになっている。2億円の課税山林所得金額の5分の1は4,000万円なので, 2億円に対する税額は次のようになる。

$$\{330\text{万円} \times 0.10 + (900\text{万円} - 330\text{万円}) \times 0.20$$

$$+ (1,800\text{万円} - 900\text{万円}) \times 0.30$$

$$+ (3,000\text{万円} - 1,800\text{万円}) \times 0.40$$

$$+ (4,000\text{万円} - 3,000\text{万円}) \times 0.50\} \times 5$$

$$= 2\text{億円} \text{に対する税額}$$

$$(330\text{万円} \times 0.10 + 570\text{万円} \times 0.20$$

$$+ 900\text{万円} \times 0.30 + 1,200\text{万円} \times 0.40$$

$$+ 1,000\text{万円} \times 0.50) \times 5$$

$$= 2\text{億円} \text{に対する税額}$$

このように、課税山林所得金額の 5 分の 1 に相当する金額を・・・区分してそれぞれの金額に・・・税率を乗じて計算、することを、5 分 5 乗課税と言う。このように 5 分 5 乗課税を行うのは課税山林所得金額に対する課税を軽減するためである。つまり、課税総所得金額又は課税退職所得金額に対する税額の計算の方法と同様の方法を、仮に課税山林所得金額に適用した場合と比べて、軽減するためである。この点は、上の式の左辺を次のように変形することから、証明できる。

$$\begin{aligned}
 & \{330\text{万円} \times 0.10 + (900\text{万円} - 330\text{万円}) \times 0.20 \\
 & + (1,800\text{万円} - 990\text{万円}) \times 0.30 \\
 & + (3,000\text{万円} - 1,800\text{万円}) \times 0.40 \\
 & + (4,000\text{万円} - 3,000\text{万円}) \times 0.50\} \times 5 \\
 & = 330\text{万円} \times 0.10 + (330\text{万円} \times 0.10) \times 4 \\
 & + (900\text{万円} - 330\text{万円}) \times 0.20 \\
 & + \{900\text{万円} - 330\text{万円}\} \times 0.20 \times 4 \\
 & + (1,800\text{万円} - 900\text{万円}) \times 0.30 \\
 & + \{(1,800\text{万円} - 900\text{万円}) \times 0.30\} \times 4 \\
 & + (3,000\text{万円} - 1,800\text{万円}) \times 0.40 \\
 & + \{(3,000\text{万円} - 1,800\text{万円}) \times 0.40\} \times 4 \\
 & + (4,000\text{万円} - 3,000\text{万円}) \times 0.50 \\
 & + \{(4,000\text{万円} - 3,000\text{万円}) \times 0.50\} \times 4
 \end{aligned}$$

(この第 2 辺の、× 4 の項のうち、最後の項を除く、項に含まれている税率、0.10, 0.20, 0.30, 0.40 を 0.50 に変えて整理する)。

$$\begin{aligned}
 & < 330\text{万円} \times 0.10 + (900\text{万円} - 330\text{万円}) \times 0.20 \\
 & + (1,800\text{万円} - 900\text{万円}) \times 0.30 \\
 & + (3,000\text{万円} - 1,800\text{万円}) \times 0.40 \\
 & + (2\text{億円} - 3,000\text{万円}) \times 0.50 \\
 & = 5\text{分}5\text{乗課税を行わない場合の税額}
 \end{aligned}$$

3-2-2 税額の速算式

「課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する所得税額は、以下の算式により計算した金額である（法89）。

課税総所得金額×超過累進税率

超過累進税率は、最低10%から最高50%までの10%刻みの5段階とされており、この超過累進税率による税額の速算式は、次のとおりである（法89）。

[課税総所得金額A]	[税額の速算式]
330万円以下	$A \times 10\%$
330万円超 900万円以下	$A \times 20\% - 33\text{万円}$
900万円超 1,800万円以下	$A \times 30\% - 123\text{万円}$
1,800万円超	$A \times 37\% - 249\text{万円}$

」山内ススム〔2000〕386頁。

（先に引用した、所得税法89条の数値と、上記の表の数値とは異なっており、又、上記においても、最初の文章中の数値と、表の数値とは異なっている。しかし、このような数値の相異は、基本的な点を論ずる際には、影響を及ぼさない。以下では、その相異は無視して、論を進めてゆく）。

上記のように、所得税法第89条の表を、税額の速算式それ自体として解するのは、誤りである。税額の速算式が、第89条の表に基づいているのは、確かである。しかし、表は、速算式それ自体では決してない。翻って、上記の冒頭の部分も誤りである。つまり、課税総所得金額に対する所得税額は、課税総所得金額×超過累進税率、という、算式により計算した金額である、というのは、所得税法第89条の理解としては誤りである。と言うのは、第89条の税率は、課税総所得金額に対して、特にその全体に対して、乗せられるものとして、定められているものではないからである。しかも、上記のように解すると、税額の

速算式において、-33万円、-123万円、そして、-249万円が付けられている点について、説明不可能となる。かような誤りを招来せしめたのは、結局は、89条を明確に理解していないからである。89条の文言、つまり、課税総所得金額…を…上欄…区分して…下欄…合計、するという点を理解していないからである。この点を、上記の表と関連させて、再度、述べることにする。

先ず、上記の、左欄の、330万円以下、というのは、課税総所得金額が、330万円以下、の居住者の所得金額を意味するが、しかし、それだけなく、330万円超の課税総所得金額を保有する居住者の所得金額も意味する。もちろん、後者の居住者の、全部の所得金額ではなく、一部の、つまり、330万円以下、の部分を意味する。前者については、 $A \times 10\%$ という、税額の速算式は正しいが、後者については誤りであり、従って又、89条の理解としては誤りである、ということになる。

次に、上記の、左欄の、330万円超 900万円以下、というのを、上記は、 $A \times 20\%$ という式から明らかのように、あたかも、330万円超 900万円以下、の課税総所得金額を保有する居住者の、その所得金額と解している。しかし、これは誤りである。と言うのは、89条の、330万円超 900万円以下、というのは、その所得金額の、全部ではなく、一部しか意味しないからである。この居住者への税額は次のようにして計算する。課税総所得金額はA万円とする。

$$330\text{万円} \times 0.10 + (A - 330\text{万円}) \times 0.20$$

これは次のように展開できる。

$$\begin{aligned} & A \times 0.20 - 330\text{万円} \times (0.20 - 0.10) \\ & = A \times 0.20 - 33\text{万円} \end{aligned}$$

実は、税額の速算式というのは、330万円超 900万円以下、の課税総所得金

額を保有する居住者に対する税額の計算式を、このように展開したものである。展開されたものではあるが、ただ、第89条は、Aに20%を乗ずることを意味していないし、又、33万円をいわば控除することも意味していない。単に展開されたものでしかないのである。

又、第89条の、330万円超 900万円以下、というのは、330万円超900万円以下、の課税総所得金額を保有する居住者の所得金額だけでなく、900万円超の課税総所得金額を保有する居住者の所得金額も意味している。もちろん、後者の全部ではなく、その一部、つまり、900万円超のうち、330万円超 900万円以下、の部分を意味している。従って又、20%という税率は、900万円超の居住者にも適用される。さらに、遡及すれば、10%の税率は、この、900万円超の居住者にも適用される。900万円超の課税総所得金額をA万円とし、これは1,800万円以下とすれば、これへの税額の計算は次のようになる。

$$\begin{aligned} & 330\text{万円} \times (900\text{万円} - 330\text{万円}) \times 0.20 \\ & + (A\text{万円} - 900\text{万円}) \times 0.30 \end{aligned}$$

このように、900万円超のA万円に対しては、30%だけでなく、20%，さらには10%も適用されるのである。この式は次のように展開できる。

$$\begin{aligned} & A\text{万円} \times 0.30 - 900\text{万円} \times (0.30 - 0.20) \\ & - 330\text{万円} \times (0.20 - 0.10) \\ & = A\text{万円} \times 0.30 - 90\text{万円} - 33\text{万円} \\ & = A\text{万円} \times 0.30 - 123\text{万円} \end{aligned}$$

この最後の辺は、上記の右欄の、上から3番目の税額の速算式になっている。先と同様の指摘が可能である。誤解しかない所なので、今一度だけ、先と同様の指摘を行うこととする。

税額の速算式というのは、900万円超 1,800万円以下、の課税総所得金額を

保有する居住者に対する税額の計算式を、このように展開したものである。展開されたものではあるが、ただ、第89条は、Aに30%を乗ずることを意味していないし、又、123万円をいわば控除することも意味していない。単に展開されたものでしかないのである。

又、第89条の、900万円超 1,800万円以下、というのは、900万円超 1,800万円以下、の課税総所得金額を保有する居住者の所得金額だけでなく、1,800万円超の課税総所得金額を保有する居住者の所得金額も意味している。もちろん、後者の全部ではなく、その一部、つまり、1,800万円以下、の部分を意味している。従って又、30%という税率は、1,800万円超の居住者にも適用される。

1,800万円超の課税総所得金額を保有する居住者についても同様の指摘が可能である。ここでは、1,800万円超の居住者に対する税額の計算を示し、それから税額の速算式も展開しておくだけに止めることにしておく。1,800万円超の課税総所得金額をA万円とする。

$$\begin{aligned}
 & 330\text{万円} \times 0.10 + (900\text{万円} - 330\text{万円}) \times 0.20 \\
 & + (1,800\text{万円} - 900\text{万円}) \times 0.30 \\
 & + (A\text{万円} - 1,800\text{万円}) \times 0.37 \\
 = & A\text{万円} \times 0.37 - 1,800\text{万円} \times (0.37 - 0.30) \\
 & - 900\text{万円} \times (0.30 - 0.20) \\
 & - 330\text{万円} \times (0.20 - 0.10) \\
 = & A\text{万円} \times 0.37 - 126\text{万円} - 90\text{万円} - 33\text{万円} \\
 = & A\text{万円} \times 0.37 - 126\text{万円} - 123\text{万円} \\
 = & A\text{万円} \times 0.37 - 249\text{万円}
 \end{aligned}$$

「課税退職所得金額に対する税額の計算」

課税退職所得金額に対する所得税額は、以下の算式により計算した金額である（法89）。

課税退職所得金額×超過累進税率

課税退職所得金額に対する税額の速算式は、以下のとおりである(法89)。

[課税退職所得金額A]	[税額の速算式]
330万円以下	$A \times 10\%$
330万円超 900万円以下	$A \times 20\% - 33\text{万円}$
900万円超 1,800万円以下	$A \times 30\% - 123\text{万円}$
1,800万円超	$A \times 37\% - 249\text{万円}$

」 山内ススム〔2000〕386頁。

先にも述べたように、上記のように、所得税法第89条の表を、税額の速算式それ自体と解する、というのは誤りである。その理由は先に詳述したので、ここではこの結論を述べるだけに止めることにする。

「課税山林所得金額に対する税額の計算

課税山林所得金額に対する所得税額は、以下の算式により計算した金額である(法89)。

課税山林所得金額に対する超過累進税率による税額の速算式は、以下の通りである(法89)。

[課税山林所得金額×]	税額の速算式
330万円以下	$A \times 10\%$
330万円超 900万円以下	$A \times 20\% - 33\text{万円}$
900万円超 1,800万円以下	$A \times 30\% - 123\text{万円}$
1,800万円超	$A \times 37\% - 249\text{万円}$

」 山内ススム〔2000〕387頁。

先にも述べたように、上記のように、所得税法89条の表を、税額の速算式そ

れ自身と解する、というのは誤りである。その理由は先に詳述したので、ここでも、この結論を述べるだけに止めることにする。

3-2-3 変動・臨時所得の平均課税

所得税法施行令

(変動所得の範囲)

第7条の2（所得税——引用者注）法第2条第1項第二十三号(変動所得の意義)に規定する政令で定める所得は、漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝若しくは真珠の養殖から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬に係る所得又は著作権の使用料に係る所得とする。

(臨時所得の範囲)

第8条（所得税——引用者注）法第2条第1項第二十四号(臨時所得の意義)に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得その他に類する所得とする。

一 職業野球の選手その他の一一定の者に専属して役務の提供をする者が、3年以上の期間、当該一定の者のために役務を提供し、又はそれ以外の者のために役務を提供しないことを約することにより一時受ける契約金で、その金額がその契約による役務の提供に対する報酬の年額の二倍に相当する金額以上であるものに係る所得

二 不動産、不動産の上に存する権利、船舶、航空機、採石権、鉱業権、漁業権又は工場所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方法若しくはこれらに準ずるものを作成する者が、三年以上の期間、他人にこれらの資産を使用させることを約することにより一時受ける権利金、頭金その他の対価で、その金額が当該契約によるこれらの資産の使用料の年額の二倍に相当する金額以上であるものに係る所得(譲渡所得に該当するものを除く。)

- 三 一定の場所における業務の全部又は一部を休止し、転換又は廃止することとなった者が、当該休止、転換又は廃止により当該業務に係る三年以上の期間の不動産所得、事業所得又は雑所得の補償として受ける補償金に係る所得
- 四 前号に掲げるもののほか、業務の用に供する資産の全部又は一部につき鉱害その他の災害により被害を受けた者が、当該被害を受けたことにより、当該業務に係る三年以上の期間の不動産所得、事業所得又は雑所得の補償として受ける補償金に係る所得

変動所得あるいは臨時所得は、10種類の所得以外のものを指すのではなく、10種類の所得に関して規定されており、しかも、退職所得と山林所得を除き、総所得金額ならびにそれを構成する所得に関して規定されている。すなわち、第7条の2において変動所得として規定されているのは、所得の種類としては一般的には、事業所得と雑所得である。第8条において臨時所得として規定されているのは、所得の種類としては一般的には、第一号では事業所得、第二号では不動産所得、そして第三号と第四号では不動産所得、事業所得又は雑所得である。このように、変動所得あるいは臨時所得とは、総所得金額を構成する各種所得なのである。

所得税法

(変動所得及び臨時所得の平均課税)

第90条 居住者のその年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額がその年分の総所得金額の100分の20以上である場合には、その者のその年分の課税総所得金額に係る所得税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その年分の課税総所得金額に相当する金額から平均課税対象金額の5分4に相当する金額を控除した金額（当該課税総所得金額が平均課税対象金額以下である場合には、当該課税総所得金額の5分の1に相当する金額。「調整所得

金額」という。)をその年分の課税総所得金額とみなして前条第1項の規定を適用して計算した税額。

二 その年分の課税総所得金額に相当する金額から調整所得金額を控除した金額に前号に掲げる金額の調整所得金額に対する割合を乗じて計算した金額

3 第1項に規定する平均課税対象金額とは、変動所得の金額と臨時所得の金額との合計額をいう。

予め確認しておくが、ここで、変動所得あるいは臨時所得は、総所得金額に関して規定されている。このことを確認しておいて、論を進めることにする。又、ここでは便宜上、総所得金額には、変動所得の金額と臨時所得の金額との合計額である平均課税対象金額だけでなく、その他の所得も存在する、と仮定して論を進めることにする。

第1項第一号の括弧の中から先ず述べる。第3項において規定されているように、平均課税対象金額とは変動所得と臨時所得との合計額であり、それは総所得金額に含まれている。この総所得金額に関して所得控除が行われ、その残額が課税総所得金額である。従って、括弧の中のように、課税総所得金額が平均課税対象金額以下である場合が生ずるのは、所得控除額がその他の所得よりも大きい場合である。つまり、その他の所得の全額に関して所得控除が行われ、それでも所得控除されない部分が残り、その残りが、平均課税対象金額に関して控除される場合である。この場合には、変動所得と臨時所得との合計額を平均課税対象金額とは言っても、その合計額の全額が、平均課税されない、ということになる。平均課税対象金額のうち、課税総所得金額に相当する部分のみが、平均課税されることになる。この5分の1が調整所得金額である。

他方、括弧外の言わば一般の場合は、所得控除額が、その他の所得よりも小さい場合である。つまり、所得控除額の金額が、その他の所得から控除され、それでも、その他の所得に残額が生ずる。その残額と、平均課税対象金額の5

分1との合計額が、調整所得金額である。この場合には、平均課税対象金額の全額が、平均課税されることになる。

3-2-4 所得控除ならびに低法定税率の差益の消失

ここでは、所得控除額への0%の税率や、低い法定税率の差益が、高い法定税率の適用による上乗せ税額によって、消失される、ということについて述べる。先に、3-1-3で述べたように、所得控除額は、便宜上、152万円とする。

課税総所得金額が0超330万円以下の時は、この課税総所得金額に対して10%の法定税率が適用され、所得控除額152万円に対しては課税されない。この点を出発点として、以下、議論を進めることにする。

課税総所得金額が、330万円を超過して、所得金額の一単位である千円ずつ、順に大きくなっているもの、つまり、330万円に近いものから順になっているものについて考える。330万円を超過している課税所得総所得金額については、そのうちの330万円に対しては10%の法定税率が適用され、超過額に対しては20%の法定税率が適用される。さらに、所得控除額に対しては、形式的に言えば、0%の法定税率が適用されていることになる。

このうち、超過額への20%の法定税率については、超過額に対しても、330万円へ適用される10%が適用されると考えれば、20%と10%との差の10%だけ、その超過額に税額が上乗せされていることになる。そして、この上乗せ税額は、330万円への10%に対する、所得控除額152万円への0%の、前者の10%と後者の0%との差の、10%の差益を、消失させている。より具体的には、次のようにになる。

個人の課税総所得金額の任意のものをX万円とする。そうすると、超過額に対する上乗せ税額は次のように表される。

$$(0.20 - 0.10) \times (X - 330)$$

この上乗せ税額によって消失させられる、所得控除額152万円への0%の、差益の率は次のように表される。

$$\frac{(0.20 - 0.10) \times (X - 330)}{152}$$

これは換言すれば、所得控除に適用される税率ということになる。この税率は、法定税率によって規定されるものなので、拡大解釈して、この税率も法定税率と言うことにする。任意の課税総所得金額X万円に対するものであり、又、0%を上回るものなので、という記号で、それを表すことにする。これは次のようになる。

$$S_0(X) = \frac{(0.20 - 0.10) \times (X - 330)}{152}$$

これが、10%と一致する時の、Xを求めることがある。

$$\begin{aligned} \frac{(0.20 - 0.10) \times (X - 330)}{152} &= 0.10 \\ X &= 330 + 152 \\ &= 482 \end{aligned}$$

結局、課税総所得金額が丁度482万円の時は、330万円の超過額の152万円に10%の法定税率が適用され、所得控除額に10%の法定税率が適用されることになっている。そして、課税総所得金額が482万円を超過する時は、482万円に10%の法定税率が適用され、482万円の超過額には20%の法定税率が適用され、又、所得控除額には10%の法定税率が適用されることになっている。遡及して、課税総所得金額が330万円超482万円未満の時は、課税総所得金額の全体に10%の法定税率が適用され、所得控除額にはの法定税率が適用されることになっている。

900万円を超過している任意の課税総所得金額をX万円とする。このX万円のうち、所得控除額152万円と482万円に対しては10%の法定税率が適用されているとし、 $900\text{万円} - 482\text{万円} = 418\text{万円}$ に対しては20%の法定税率が適用されているとし、 $(X\text{万円} - 900\text{万円})$ の超過額に対しても20%の法定税率が適用されると

すると、超過額に対して、次のように税額が上乗せされていることになる。

$$(0.30 - 0.20) \times (X - 900)$$

この上乗せ税額は、(所得控除額152万円 + 482万円)に適用されている、10%の法定税率の、20%の法定税率に対する差益を、消失させていくことになる。消失させられる差益の率は次のようなことになる。

$$\frac{(0.30 - 0.20) \times (X - 900)}{152 + 482}$$

(152 + 482)万円に適用される法定税率を、10%を超えるという意味と、X万円に依存するという意味を込めて、 $S_{10}(X)$ と表すことにする。これは次のようになる。

$$S_{10}(X) = 0.10 + \frac{(0.30 - 0.20) \times (X - 900)}{152 + 482}$$

この $S_{10}(X)$ が丁度20%になる時の、Xは次のようにして求められる。

$$0.10 + \frac{(0.30 - 0.20) \times (X - 900)}{152 + 482} = 0.20$$

$$X = 900 + (152 + 482)$$

$$= 1,534$$

結局、次のようなことになる。900万円超1,534万円未満の課税総所得金額X万円については、そのうち(所得控除額152万円 + 482万円)に対してはの法定税率が適用され、(X万円 - 482万円)に対しては20%の法定税率が適用される。丁度(所得控除額152万円 + 1,534万円)である場合については、一律の20%の法定税率が適用される。そして、1,534万円超1,800万円以下の課税総所得金額X万円については、(所得控除額152万円 + 1,534万円)に対しては20%の法定税率が適用され、(X万円 - 1,534万円)に対しては30%の法定税率が適用されることになる。

1,800万円超3,000万円以下の課税総所得金額X万円については、1,800万円の

超過額 (X 万円 - 1,800万円) に対して、40%の法定税率が適用される。そこで、この X 万円について、そのうちの1,534万円と所得控除額152万円に対しては20%の法定税率が適用され、(1,800万円 - 1,534万円) に対しては30%の法定税率が適用され、そして、超過額の(X 万円 - 1,800万円) に対しても、同じく30%の法定税率が適用されるとすると、この超過額の(X 万円 - 1,800万円) に対しては、次のように、税額が上乗せされていることになる。

$$(0.40 - 0.30) \times (X - 1,800)$$

この税額の上乗せによって、(1,534万円 + 所得控除額152万円) に適用される20%の、30%に対する、30%と20%との差の10%の差益は消失させられる。消失させられる差益の率は次のようになる。

$$\frac{(0.40 - 0.30) \times (X - 1,800)}{1,534 + 152}$$

(1,534万円 + 152万円) に適用される法定税率を、 S_{20} と表すことにすると、これは次のようになる。

$$S_{20}(X) = 0.20 + \frac{(0.40 - 0.30) \times (X - 1,800)}{1,534 + 152}$$

これが、0.30と一致する時の X 万円は次のようにして求められる。

$$0.20 + \frac{(0.40 - 0.30) \times (X - 1,800)}{1,534 + 152} = 0.30$$

$$X = 1,800 + (1,534 + 152)$$

$$= 3,486$$

しかし、この3,486万円は、3,000万円を超える。つまり、上乗せ税額は、差益を完全には消失できない、ということである。そこで、課税総所得金額が3,000万円の時の $S_{20}(3,000)$ を求めることがある。

$$S_{20}(3,000) = 0.20 + \frac{(0.40 - 0.30) \times (3,000 - 1,800)}{1,534 + 152}$$

$$= 0.27 + 0.71$$

$$= 0.27$$

$S_{20}(X)$ はこれを上限としていることになる。結局、X万円については、そのうちの1,534万円と所得控除額152万円に対して、 $S_{20}(X)$ の法定税率が適用され、 $(X \text{万円} - 1,534 \text{万円})$ に対しては、30%の法定税率が適用されている、ということになる。

3,000万円超の課税総所得金額X万円については、その超過額の $(X \text{万円} - 3,000 \text{万円})$ に対して、50%の法定税率が適用される。この超過額に対しても、30%の法定税率が適用されるとすると、その上乗せ税額は次のようにになる。

$$(0.50 - 0.30) \times (X - 3,000)$$

この上乗せ税額によって消失される差益の率は次のようになる。

$$\frac{(0.50 - 0.30) \times (X - 3,000)}{1,534 + 152}$$

課税総所得金額X万円のうちの、この1,534万円と、所得控除額152万円に対する法定税率を、 $S_{27}(X)$ とすると、これは次のようになる。

$$S_{27}(X) = 0.20 + \frac{(0.50 - 0.30) \times (X - 3,000)}{1,534 + 152}$$

これが30%になる時のX万円は、次のようにして求められる。

$$0.20 + \frac{(0.40 - 0.30) \times (3,000 - 1,800)}{1,534 + 152} + \frac{(0.50 - 0.30) \times (X - 3,000)}{1,534 + 152} \\ = 0.30$$

$$X = 3,000 + 243$$

$$= 3,243$$

結局、次のようにになっている。3,000万円超3,243万円未満の課税総所得金額X万円については、X万円のうちの1,534万円と、所得控除額152万円に対しては、 $S_{27}(X)$ の法定税率が適用され、 $(1,800 \text{万円} - 1,534 \text{万円})$ と、 $(3,000 \text{万円} - 1,800 \text{万円})$ に対しては、30%の法定税率が適用される。

円)と、(X万円-3,000円)に対しては、何れも30%の法定税率が適用されている。丁度3,243万円の課税総所得金額については、その全額と、所得控除額152万円に対して、一律に30%の法定税率が適用されている。そして、3,243万円超の課税総所得金額X万円については、X万円のうちの3,243万円と、所得控除額152万円に対しては30%の法定税率が適用され、超過額の(X万円-3,243万円)に対しては50%の法定税率が適用されている。

以上見てきたように、所得控除額への0%の税率や、低い法定税率の差益は、高い法定税率の適用による上乗せ税額によって、消失されるのである。

4 分離課税

4-1 配当所得および株式譲渡所得

所得税法(配当控除)

第92条 居住者が利益の配当、剰余金の分配、証券投資信託若しくは特定投資信託の収益の分配又は特定目的信託の収益の分配に係る配当所得(外国法人から受けるこれらの金額に係るものを除く。)を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額(前節(税率)の規定による所得税の額をいう。)から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

- 一 その年分の課税総所得金額が1,000万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額
 - イ 利益の配当、剰余金の分配、特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配(「利益の配当等」という。)に係る配当所得 当該配当所得の金額に100分の10を乗じて計算した金額
 - ロ 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 当該配当所得の金額に100分の5を乗じて計算した金額
- 二 その年分の課税総所得金額が1,000万円を超え、かつ、当該課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が

1,000万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 利益の配当等に係る配当所得 当該配当所得の金額に100分の10を乗じて計算した金額

ロ 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から1,000万円を控除した金額に相当する金額については100分の2.5を、その他の金額については100分の5をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 利益の配当等に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から1,000万円とロに掲げる配当所得の金額との合計額を控除した金額に達するまでの金額については100分の5を、その他の金額については100分の10をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

ロ 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 当該所得配当所得の金額に100分の2.5を乗じて計算した金額

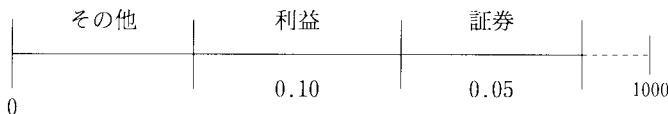
2 前項の規定による控除をすべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除すべき金額がその年分の所得税額を超えるときは、当該控除すべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

ここで考慮する居住者の課税総所得金額は、利益の配当等と、証券投資信託の利益の分配に係る配当所得と、そして、その他の所得との、三つの全部から成るものとする。これら三つの何れも保有されているものとする。又、配当所得に乗せられる比率を、控除率と言うことにする。そうすると、ここでは、課税総所得金額から、先ず最初に、他の所得が区分され、次に、利益の配当

等が区分され、最後に残ったのが、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得とされている。これらはそれぞれ順に、その他、利益、証券と略称することにする。各号における控除率を示し、図示すると、次のようになる。

第一号

- イ 10%
- ロ 5%

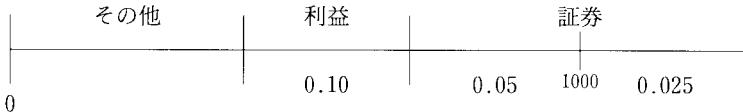


第二号

- イ 10%
- ロ 配当所得のうち

課税総所得金額が
その他所得と、利益の配当等との合計額を超える場合

所得区分	控除率
1,000万円以下の部分	5%
1,000万円を超える部分	2.5%



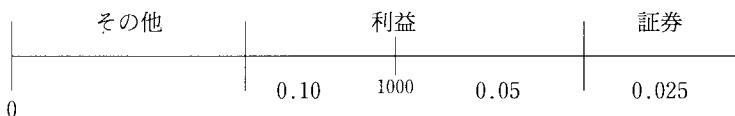
第三号

- その他所得が1,000万円以下の場合
- イ 利益の配当等のうち

課税総所得金額が
その他所得を超える部分 10%

1,000万円を超え、その他所得と利益の配当等との
合計額以下の部分 5%

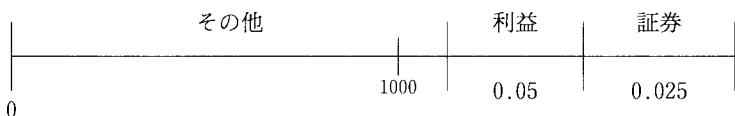
口 2.5%



その他所得が1,000万円超の場合

イ 5%

口 2.5%



租税特別措置法

(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)

第8条の5 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和61年1月1日以後に国内において内国法人から所得税法第24条第1項に規定する配当等の支払を受けるべき場合において、当該配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を当該内国法人を経由して納税地の所管税務署長に提出したときは、その提出の日後において当該内国法人から支払を受けるべき配当等に係る配当所得については、当該配当等が次に掲げる配当等に該当する場合を除き、同法の規定にかかわらず、他の所得と区別し、その支払を受けるべき金額に対し100分の35の税率を適用して所得税を課する。この場合において、当該配当所得については、同法第92条(配当控除——引用者注) 第1項の規定は、適用しない。

- 一 その者がその配当等に係る事業所得年度終了の日においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の100分の5以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合において、当該内国法人から支払を受けるべき配当等
- 二 内国法人から支払を受けるべき配当等で一回に支払を受けるべき金額が25万円以上であるもの

この租税特別措置法の第8条の5を、直ぐ前の取得税法の第92条と対比することにする。

ここでは、所得税法の第92条においては、便宜上、課税総所得金額は、その他の所得と、利益の配当等に係る配当所得との両者のみから成るものとし、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得は無いものとする。つまり、ここでの配当所得は、利益の配当等に係る配当所得のみを指すこととする。

さらに、ここでは、その他の所得は0万円超330万円以下とする。それと言うのも、このケースを明確にしておけば、他のケースは類推によって容易に明確になるからである。

記号を次のように定めることにする。

X_g 万円：0万円超330万円以下の、その他の所得。

X 万円： X_g 万円+配当所得、つまり課税総所得金額。

この92条を考慮すると、法定税率表は次のようになる。

X_g 万円以下		0.10
X_g 万円超	330万円以下	(0.10-0.10=)0.00
330万円超	900万円以下	(0.20-0.10=)0.10
900万円超	1000万円以下	(0.30-0.10=)0.20
1000万円超	1800万円以下	(0.30-0.05=)0.25
1800万円超	3000万円以下	(0.40-0.05=)0.35
3000万円超		(0.50-0.05=)0.45

記号を次のように定める。

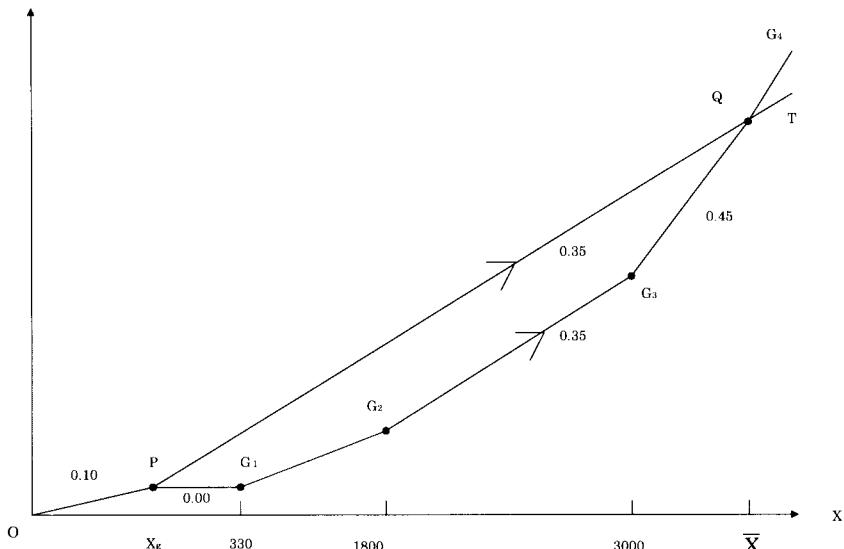
$T(X)$ 万円：所得税法の第92条を考慮した法定税率表に基づく， X 万円に対する税額。いわゆる総合課税の税額。

X 万円と $T(X)$ 万円との関係は、図表1においては、屈折線 $OPG_1G_2G_3G_4$ によって表されている。但し、図はラフなものなのであり、特に、 G_1G_2 の勾配には 0.10 , 0.20 , 0.25 の異なるものの、いわば平均化した単一のものを採用していることを、お断りしておく。

次に、措法の第8条の5について、次のように記号を定める。

図表1

$T(X)$ or $T_s(X)$



$T_s(X)$ 万円 : X_g 万円に対する、上述のではなく、元来の法定税率表に基づく税額+配当所得 $(X - X_g)$ 万円に対する措法の第8条の5による税額。

この $T_s(X)$ 万円を、分離課税の税額と言うことにする。この分離課税の税額とは広義のものであって、単に、狭義の、措法の第8条の5に基づく、分離課税の税額だけでなく、その他の所得 X_g 万円に対する、元来の法定税率表に基づく、いわゆる総合課税による税額も含めることにする。そうするのも、冒頭に述べたように、所得税法の第92条と、措法の第8条の5とを、対比するためである。そして、 X のうち、 X_g に対する課税と、 $(X - X_g)$ に対する課税とは異なる、ということを前提として、両者の税額の合計を、あくまで便宜上、 X_g と $(X - X_g)$ との合計の X に対する税額として、 $T_s(X)$ と表することにする。これは、図表1では、屈折線OPTで表される。

記号を次のように定めることにする。

\bar{X} 万円 : $T(X)$ と $T_s(X)$ とが等しくなるような X 。

図表1から判断して、 \bar{X} は次の式から求められる。

$$\begin{aligned}
 T_s(\bar{X}) &= 0.10X_g + 0.35(\bar{X} - X_g) \\
 &= 0.10X_g + 0.00(330 - X_g) + 0.10(900 - 330) + 0.20(1000 - 900) \\
 &\quad + 0.25(1800 - 1000) + 0.35(3000 - 1800) + 0.45(\bar{X} - 3000) \\
 &= T(\bar{X}) \\
 \bar{X} &= 5375 + 0.35(330 - X_g) = 6530 - 0.35X_g
 \end{aligned}$$

X が \bar{X} の時の配当所得は次のように表される。

$$\begin{aligned}
 \bar{X} \text{の時の配当所得} &= \bar{X} - X_g \\
 &= 6530 - 0.35X_g - X_g \\
 &= 6530 - 1.35X_g
 \end{aligned}$$

かくして、次のようになる。

その他の所得 X_g 万円が 0 万円超 330 万円以下の時

- ・配当所得 $(X - X_g)$ 万円が 0 万円超 $(6530 - 1.35X_g)$ 万円未満の場合 : $T(X) < Ts(X)$
- ・配当所得 $(X - X_g)$ 万円が $(6530 - 1.35X_g)$ 万円の場合 : $T(X) = Ts(X)$
- ・配当所得 $(X - X_g)$ 万円が $(6530 - 1.35X_g)$ 万円超の場合 : $T(X) > Ts(X)$

措法の第 8 条の 5 は、一般に、高所得者優遇策と言われている。しかし、このような理解は全面的に正しい、とは必ずしも言えない。以下、この点について述べることにする。

明確なのは、その他の所得が 3000 万円超の場合である。高所得者の意味が、その他の所得について定められている場合である。この場合には、その他の所得に追加される配当所得に対して、総合課税では 45% の、分離課税では 35% の、それぞれ法定税率が適用され、後者は前者に対して優遇策となっている。

しかし、先に見たように、その他の所得 X_g が 330 万円以下の、低所得者の場合であっても、配当所得が多く、 $(6530 - 1.35X_g)$ 万円超であれば、分離課税は総合課税に対して優遇策となっているのである。先の図表 1 で言えば、Q を除く、直線 QG_4 よりも直線 QT が下方にあることが、そのことを表している。

又、この場合でも、その他の所得 X_g と配当所得の合計が、3000 万円超 $(6530 - 0.35X_g)$ 万円未満ならば、総合課税では 45% の法定税率が適用されるが、しかし、これに対して、35% の法定税率が適用される分離課税は優遇策とはなっておらず、逆に冷遇策となっているのである。つまり、その他の所得については

低所得者であるが、合計については高所得者であっても、分離課税は冷遇策となっているのである。この点は、図表1では、Qを除く、直線PQが直線G₃Qよりも上方にある、という形で表現されている。

さらに、合計が1800万円超3000万円以下ならば、総合課税では35%の法定税率が適用され、これは、35%の法定税率が適用される分離課税と同負担のように見えるがそうではない。図表1において、直線PQが直線G₂G₃よりも上方にあることから明らかのように、分離課税は総合課税に対して冷遇策くなっているのである。1800万円超3000万円以下も高所得者と言ってよいが、この場合でも、分離課税は冷遇策くなっているのである。

以上では、その他の所得が300万円以下の場合について述べてきたが、他の所得が、330万円超900万円以下の場合と、900万円超1800万円以下の場合についても、同様の指摘が可能である。

結局、以上のような指摘は、図表1において、総合課税の屈折線OPG₁G₂G₃G₄を明らかにしうるか否かに係っているのである。

租税特別措置法

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第37条の10 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成元年4月1日以後に株式等の譲渡をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(「株式等に係る譲渡所得等」という。)については、所得税法の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る譲渡所得等の金額(第10項第5号の規定により読み替えられた同法第72条から第87条まで(所得控除——引用者注)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。「株式等に係る課税譲渡所得等

の金額」という。) の100分20に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

10 第1項の規定のある場合には、次に定めるところによる。

五 所得税法第71条(雑損失の繰越控除——引用者注)から第87条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

六 所得税法第92条(配当控除——引用者注)の規定の適用については、同法第92条第1項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第37条の10第1項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、同条第2項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税額」とする。

株式等の譲渡については、結論から先に言えば、所得が発生した場合と、損失が発生した場合とで、その取り扱いが非対称的になっている。先ず、そして、主として前者の譲渡所得について述べる。

措法第37条の10第1項前段から明らかのように、株式等に係る譲渡所得は、他の所得と並んで、所得控除の対象となっている。そして雑損失の繰越控除の対象ともなっている。控除後の所得を課税譲渡所得と言い、これは他の所得と区別つまり分離されて課税される。20%の税率で分離課税される。分離課税されるが、その前に、他の所得と並んで、所得控除そして雑損失繰越控除の対象となっているのである。

次に、同条第10項第六号から明らかのように、分離課税によって算出される

税額が、他の所得に対する税額と並んで、配当控除の際に、控除される対象となっている。又、配当控除の控除率は、所得の大小によって異なっているが、株式等に係る課税譲渡所得は、課税総所得金額と合計され、区分される所得を構成している。つまり、株式等に係る課税譲渡所得は、課税総所得金額と合計されて、配当控除の控除率に関係している。分離課税されるものが、言わば総合課税されるものと関係させられているのである。

他方、譲渡損失の場合は、言わば完全に分離されている。同条第1項後段から明らかなように、譲渡損失は、他の所得と通算されることはない。分離課税と言っても、譲渡所得の場合とは非対称的になっているのである。

4－2 土地等の譲渡所得

租税特別措置法

(長期譲渡所得の課税の特例)

第31条 2 個人が有する土地等又は建物等で所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該譲渡による譲渡所得については、前項の規定(所得税法の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額(同法第33条第3項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とし、第5項第二号の規定により適用される同法第69条から第71条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。

『長期譲渡所得の金額』という。)から長期譲渡所得の特別控除額を控除した金額(同号の規定により適用される同法第72条から第87条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。『課税長期譲渡所得金額』といふ)に対し、所得税を課する。——引用者注)により当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得税の額は、同項同号の規定にかかわらず、当該課税長期譲渡所得金額の100分の20に相当する額とする。

4 第1項に規定する長期譲渡所得の特別控除額は、100万円とする。

5 二 所得税法第69条から第87条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、長期譲渡所得の金額」とする。

長期譲渡所得金額は、課税総所得金額に言わば総合されて課税される、ではなく、それから分離されて課税される。この分離課税の意味を以下、明らかにする。

先ず、長期譲渡所得金額が分離されており含まれていない課税総所得金額に対する税額を算出する。次に、この課税総所得金額に長期譲渡所得金額を付け加え、又、その税額に、長期譲渡所得金額への分離課税による税額を付け加える。これらの付加は単に機械的に行うだけである。この合計された所得金額に対する、合計された税額の関係を、分離課税によるものとみなし、しかも改めてそのうち長期譲渡所得金額に対する税額を、分離課税による税額と言うこととする。総合課税に分離課税が上乗せされると考えることになる。

他方、長期譲渡所得金額は分離されず言わば総合されて、そのように総合された課税総所得金額に総合課税が行われる、と仮定する。その際、先ず、長期譲渡所得金額が含まれていない時の、課税所得金額に対する税額を算出し、次いで、長期譲渡所得金額を言わば総合して、その場合の課税総所得金額への税額への税額を算出し、税額の増加分を考える。総合課税の内部で、後者を上乗せ税額と考えるのである。この上乗せ税額を、長期譲渡所得金額の総合課税による税額と言うこととする。

結局、分離課税による税額と、総合課税による税額とを比較することによって、分離課税の意味が明らかにされる。以下、その比較を行うこととする。

次のように記号を定める。

X_g 万円 : 課税総所得金額。

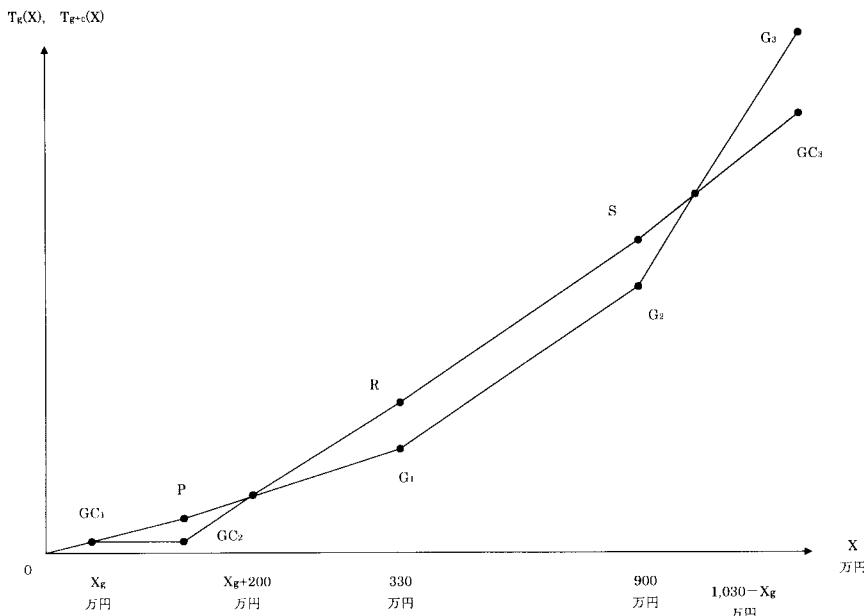
X 万円 : 課税総所得金額 X_g 万円に、100万円の特別控除額の控除前の長期譲渡所得金額を加算した合計額。

$T_g(X)$ 万円： X 万円に対して、総合課税が行われると仮定したときの税額。ただし、先ず、 X_g 万円だけに対する税額を算出し、その税額に対して、次に、長期譲渡所得金額を加算することによって、税額が上乗せされる、と考えることにする。

$T_g+c(X)$ 万円：課税総所得金額 Xg 万円への総合課税の税額と、長期譲渡所得金額への分離課税の税額との合計額であり、合計額という意味で X 万円に対する税額。ただし、前者の税額に対して、後者の税額が上乗せされる、という形で、考えることにする。

以下において、総合課税の法定税率表は、先の3-2-1におけるものである。又、以下の計算においては、図表2でも示すこととする。図表2において、 $T_g(X)$ は屈折線 $OG_1G_2G_3$ で示され、 $T_g+c(X)$ は屈折線 $O \cdot GC_1 \cdot GC_2 \cdot GC_3$ で

図表2



示されている。後掲の図表3も同様である。

X万円が0超330万円以下の場合

$$Tg(X) = 0.10X$$

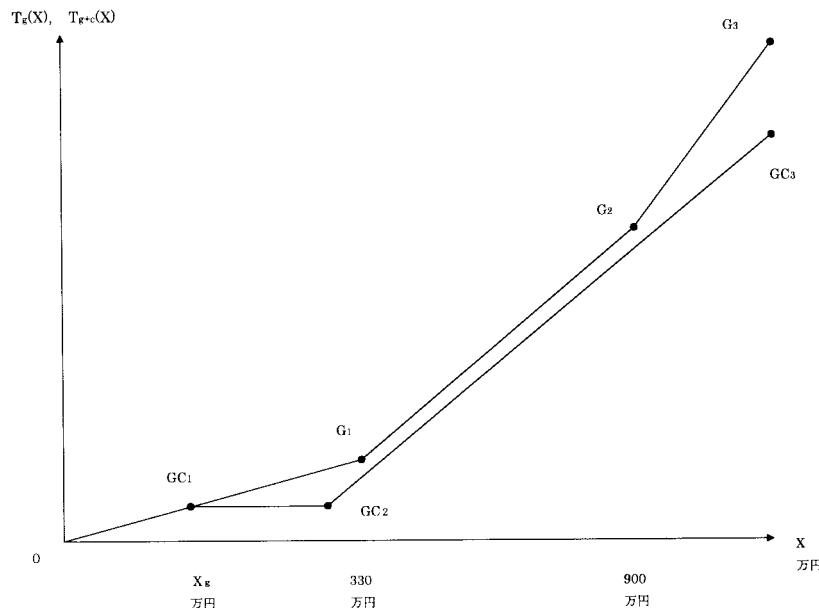
$$Tg+c(X) = 0.10Xg + 0.20(nX - Xg) - 100S$$

ただし、 $(X - Xg) > 100$ の場合に限る。 $0 < X - Xg \leq 100$ つまり $Xg < X \leq Xg + 100$ の場合は、 $Tg+c(X) = 0.10Xg$ である。

$$\begin{aligned} Tg(X) - Tg+c(X) \\ = 0.10 \{ (Xg + 200) - X \} \\ = 0.10 \{ 200 - (X - Xg) \} \end{aligned}$$

ここで次のような時について考えることにする。

図表3



$$Xg + 200 < 330 \Leftrightarrow Xg < 130$$

結局、 $Xg < 130$ の時、次のようになる。

$$200 > (X - Xg) > 100 \text{ ならば}$$

$$Tg(X) > Tg + c(X)$$

ここで $100 > (X - Xg) > 0$ の時、次のようになる。

$$Tg(X) = 0.10X$$

$$Tg + c(X) = 0.10Xg + 0.00(X - Xg)$$

$$= 0.10Xg$$

$$Tg(X) - Tg + c(X)$$

$$= 0.10 \{ Xg + (X - Xg) \} - 100Xg$$

$$= 0.10(X - Xg) > 0$$

従って $200 > (X - Xg) > 0$ ならば

$Tg > Tg + c(X)$: 何れも点 GC_1 と点 Q を除く、線分 $GC_1 \cdot P \cdot Q$ が屈折線
分 $GC_1 \cdot GC_2 \cdot Q$ よりも上方に位置している。

$200 = (X - Xg)$ ならば

$Tg(X) = Tg + c(X)$: 点 Q で両線分は一致する。

$200 < (X - Xg) < 330 - Xg$ ならば

$Tg(X) < Tg + c(X)$: 何れも点 Q を除く、線分 QR が、線分 QG_1 よりも上方に
位置している。

さらに $Xg < 130$ の時について考えることにする。

X万円が330万円超900万円以下の場合

$$Tg(X) = 0.10 \times 330 + 0.20(X - 330)$$

$$Tg + c(X) = 0.10Xg + 0.20 \{ (X - Xg) - 100 \}$$

$$Tg(X) - Tg + c(X)$$

$$Tg(X) = 0.10 \times Xg + 0.10(330 - Xg) + 0.20(X - 330)$$

$$Tg+c(X) = 0.10Xg + 0.20\{(330 - Xg) - 100\} + 0.20(X - 330)$$

$$\begin{aligned} Tg(X) - Tg+c(X) \\ = 0.10\{200 - 330 - Xg\} \end{aligned}$$

<0 ：線分RSが線分G₁G₂よりも上方に位置している。これは次のような結果である。

$$Xg < 130 \Leftrightarrow -Xg > -130 \Leftrightarrow 330 - Xg > 330 - 130 \Leftrightarrow 0 > 200 - (330 - Xg)$$

X万円が900万円超1,800万円以下の場合

$$Tg(X) = 0.10 \times 330 + 0.20 \times (900 - 330) + 0.30(X - 900)$$

$$Tg(X) = 0.10Xg + 0.20(nX - Xg) - 100S$$

$$\begin{aligned} Tg(X) - Tg+c(X) \\ = 0.10\{X - (1030 - Xg)\} \end{aligned}$$

$X < 1,030 - Xg$ ならば、つまり $X - Xg < 1,030 - 2Xg$ ならば

$Tg(X) < Tg+c(X)$: 点Tを除く線分STが、同じく、点Tを除く線分G₂Tよりも上方に位置している。

$X = 1,030 - Xg$ ならば、つまり $X - Xg = 1,030 - 2Xg$ ならば

$Tg(X) < Tg+c(X)$: 点Tで両線分は一致する。

$X > 1,030 - Xg$ ならば、つまり $X - Xg > 1,030 - 2Xg$ ならば

$Tg(X) > Tg+c(X)$: 点Tを除く線分TG₃が、同じく点Tを除く線分T・GC₃よりも上方に位置している。

結局、課税総所得金額Xg万円が、0超130万円未満の時、次のようになっている。

長期譲渡所得金額 $(X - Xg)$ 万円が、0超200万円未満、あるいは、 $(1,030 - 2$

Xg) 万円超ならば、長期譲渡所得金額に関しては、分離課税による税額は、総合課税をしたと仮定した場合の税額よりも、小さい。

長期譲渡所得金額 ($X - Xg$) 万円が、200万円超 ($1,030 - 2Xg$) 万円未満ならば、分離課税による税額は、総合課税による税額よりも、大きい。

長期譲渡所得金額が、200万円、あるいは、($1,030 - 2Xg$) 万円ならば、分離課税による税額は、総合課税による税額と、同じ大きさである。

課税総所得金額が130万円の時は、図表から類推して次のようになる。

長期譲渡所得金額 ($X - 130$) 万円が、0 超200万円未満、あるいは、($1,030 - 2 \times 130$) 万円超=770万円超ならば、分離課税による税額は、総合課税による税額よりも、小さい。

長期譲渡所得金額 ($X - 130$) 万円が、200万円以下770万円以下ならば、分離課税による税額は、総合課税による税額と、同じ大きさである。

さらに、課税総所得金額が130万円超の時は、図表 3 から類推して、分離課税による税額は、総合課税による税額よりも、常に小さい。

かくして結局、長期譲渡所得金額に対する分離課税は、課税総所得金額が130万円超の時は、仮に長期譲渡所得金額が総合課税されるとした場合と比べて、常に税負担の軽減措置となっているが、130万円以下の時は必ずしもそうではない、ということになる。

租税特別措置法

(短期譲渡所得の課税の特例)

第32条 個人が有する土地等又は建物等で、所有期間が5年以下であるものの譲渡をした場合には、当該譲渡による譲渡所得について、所得税法の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額

(同法第33条第3項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とし、第4項において準用する第31条第5項第二号の規定により適用される同法第69条から第71条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。「短期譲渡所得の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得税を課する。

- 一 短期譲渡所得の金額(第4項において準用される所得税法第72条から第87条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。「課税短期譲渡所得金額」という。)の100分の40に相当する金額
 - 二 課税短期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がなく、所有期間が5年以下である資産に係るものに算出される所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額の100分の110に相当する金額
- 4 第31条第5項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第5項第二号中「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

租税特別措置法施行令

(短期譲渡所得の課税の特例)

第21条 2 (租税特別措置——引用者注)法第32条第1項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する課税短期譲渡所得金額から所得税法第33条第3項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除した残額とその年分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得税の額から、その年分の課税総所得金額に係る所得税の額を控除した金額とする。

この特例においては、定義がやや込み入っている。そこで、記号を定めつつ定義を明確にし、税額を算出する式を定めることにする。最後尾の方から遡及

してゆくこととする。

措令第21条第2項の、その年分の課税総所得金額をXg万円で表することにする。この第2項の、合計額を当該課税総所得金額とみなして、という、課税総所得金額を、みなし課税総所得金額と称することとし、X万円で表することにする。同じくこの第2項の、所得税法第33条第3項に規定する譲渡所得の特別控除額は50万円なので、ここでの、措法第32条第1項第二号に規定する課税短期譲渡所得金額、とは、 $\{(X - Xg) + 50\}$ 万円と表されることにする。

措法第32条第1項第二号の、課税短期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がなく、という規定の中の、この項の規定、とは、所得税法第33条第3項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とし、ということであって、従って、この項の規定の適用がなく、というのは、特別控除額50万円の控除の適用がなく、ではなく、ということであり、特別控除額50万円の控除を行う、ということである。課税短期譲渡所得金額につき特別控除額50万円の控除を行う、ということである。課税短期譲渡所得金額には、特別控除額の50万円が含まれていることが当然視されているが、これは、直ぐ上で、課税短期譲渡所得金額が $\{(X - Xg) + 50\}$ 万円と表されていることと、符合する。

措法第32条第1項の前文、ならびに、その第一号の、短期譲渡所得金額とは、特別控除額50万円の控除をしないで計算した金額、である。これは課税短期所得金額と同一ともなりうる。

次のように記号を定める。

Tg (所得金額) 万円：括弧の中の所得金額に対して総合課税が行われるとした時の税額。

T₄₀(X)万円：課税総所得金額Xg万円の税額に対して、措法第32条第1項第一号の規定による税額が上乗せされるとし、その合計額。これは、課税総所得金額Xg万円と、課税短期譲渡所得金額との合計額の、みなし課税総所得金額X万円に対する税額とみなすことになる。

$T_{110}(X)$ 万円：課税総所得金額 Xg 万円への税額に対して、第二号の規定による税額が上乗せされるとし、その合計額。これは、課税総所得金額 Xg 万円と、課税短期譲渡所得金額との合計額の、みなし課税総所得金額 X 万円に対する税額とみなすことにする。

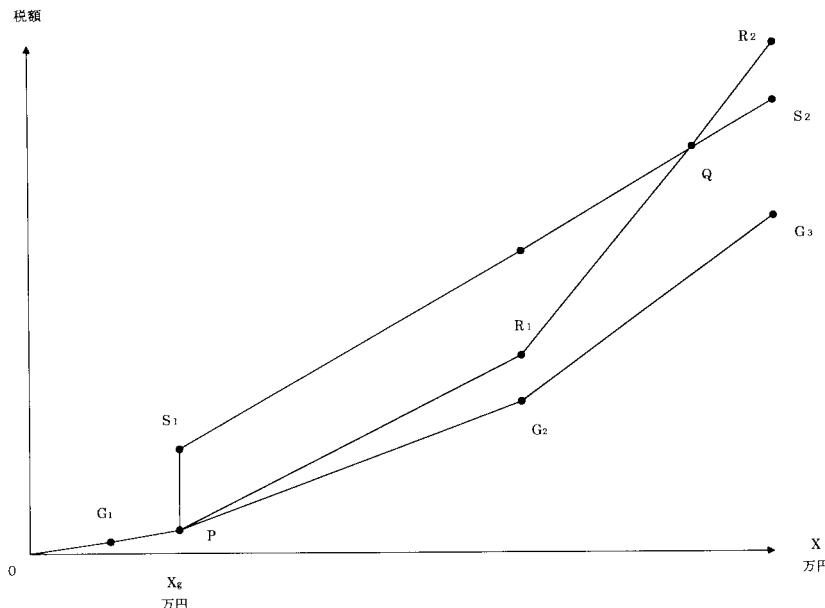
$T_{40}(X)$ と $T_{110}(X)$ とはそれぞれ次のように定式化される。図表4との対応も示すこととする。図は厳密なものではないことを断っておく。 Tg は図表4では屈折線 $OG_1G_2G_3$ で示されている。

$$T_{40}(X) = 0.40 \{ (X - Xg) + 50 \} + Tg(Xg) : \text{線分 } S_1S_2.$$

ただし、課税短期譲渡所得金額が50万円以下の時は、その50万円以下の金額を K 万円とすれば、次のようになる。

$$T_{40}(X) = T_{40}(Xg) = 0.40 \cdot K + Tg(Xg) : \text{線分 } PS_1.$$

図表4



結局、 $T_{40}(X)$ は屈折線 PS_1S_2 で図示されていることになる。

$$T_{110}(X) = 1.10 \{ Tg(X) - Tg(Xg) \} + Tg(Xg) : 屈折線 PR_1R_2。$$

図表4から明らかなように、課税短期譲渡所得金額が小さい時は、屈折線 PS_1Q が屈折線 PR_1Q よりも上方に位置しており(何れも両端を除く)、第一号の40%の法定税率が強制適用され、逆に、大きい時は、線分 QR_2 が線分 QS_2 よりも上方に位置しており(点Qを除く)、第二号の110%の法定税率が強制適用される。点Qの課税短期譲渡所得金額の時は何れも同一である。ともあれ、措法第32条第1項の前文の最後尾において、第一号と第二号の税額の、金額のうちいずれか多い金額に相当する金額に相当する所得税を課する、と規定されているが、強制適用されるのは一意的に決定されるのである。

租税特別措置法

(居住用財産の譲渡所得の特別控除)

第35条 個人がその居住の用に供している家屋の譲渡若しくは当該家屋とともにその敷地の用に供されている土地の譲渡をした場合には、当該個人が第36条の6の規定の適用を受けている場合を除き、これらの資産の譲渡に対する第31条又は第32条の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 第31条第1項に規定する長期譲渡所得の特別控除額は、同条第4項の規定にかかわらず、3,000万円(次号の規定による読み替えられた第32条第1項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額)と当該資産の譲渡に係る長期譲渡の金額とのいづれか低い金額とする。
- 二 第32条第1項第一号中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から3,000万円(短期譲渡所得の金額のうち第35条第11項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が3,000万円に満たない場合には、当該資産の譲渡に係る部分の金額)を控除した金額」とする。

ここで、当該個人が第36条の6の規定の適用を受けている場合を除き、と規定されているが、第36条の6の規定の適用を受けるのは、所有期間が10年を超えるものの譲渡をした場合である。つまり、この第35条第1項と、後述する第36条の6とが選択適用となっているのは、所有期間が5年を超える長期譲渡のうち、さらに、10年を超えるものである。従って、所有期間が5年を超える長期譲渡のうち10年以下のものと、所有期間が5年以下である短期譲渡とは、この第35条第1項の適用しか受けられない。

長期の場合は、第一号中の括弧外の言わば本文中において規定されており、他方、短期の場合は、第二号と、第一号中の括弧の中とで規定されている。

長期の場合は、一般の時の100万円に代えて、3,000万を特別控除額とする。

短期の場合、先ず、110%が適用される金額は、譲渡所得から、3,000万円だけでなく、50万円も控除された後の、残額である。すなわち、上の第一号中の括弧の中において、同項の規定により控除される金額を控除した金額、という時の、控除した、というのは、110%が適用される時である。順序としては、譲渡所得から、先ず50万円を控除し、次に3,000万円を控除する、ということになる。その残額に110%が適用されることになる。

次に、40%が適用される金額は、譲渡所得から、3,000万円だけが控除された後の、残額である。50万円の特別控除額は控除されないのである。特別控除額の50万円に相当する金額を含む譲渡所得に対して、40%が適用されるのである。

このように、110%の時は50万円の特別控除額が控除され、40%の時はそれが控除されないが、このような取扱いによって、3,000万円の特別控除が行われるとしても、先の、(短期譲渡所得の課税の特例)第32条第1項は、何ら変更されないのである。同様に適用可能なのである。

租税特別措置法

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第31条の3 個人が有する土地等又は建物等で所有期間が10年を超えるもののうち居住用財産に該当するものの譲渡(第36条の5から第37条までの規定の適用を受けるものを除く)をした場合には、当該譲渡による譲渡所得については、第31条第1項(同条第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定により当該譲渡に係る課税長期譲渡所得に対し課する所得税の額は、同条第1項各号及び同条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合

当該課税長期譲渡所得金額の100分の10に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合

次に掲げる金額の合計額

イ 600万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の15に相当する金額

ここで規定されている、所有期間が10年を超えるものは、第35条第1項の規定の適用を受けられるので、ここで課税長期譲渡所得金額は、長期譲渡所得金額に対して、3,000万円の特別控除額が控除された後の金額である、ということになる。

租税特別措置法

(特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第36条の6 個人が有する家屋又は土地で、所有期間が10年を超えるものの譲渡をした場合においては、当該個人の居住の用に供する家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地の取得をし、かつ、当該個人が第31条の3第1項、第35条第1項の規定の適用を受けている場合を除き、当該譲渡資産の譲渡によ

る収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあっては当該譲渡資産の譲渡がなかったものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合にあっては当該譲渡資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があったものとして、第31条の規定を適用する。

3 個人が有する家屋もしくは土地で譲渡資産に該当するもの（「交換譲渡資産」という。）と当該個人の居住の用に供する家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供する土地で買換資産に該当するもの（「交換取得資産」という。）との交換をした場合（当該交換に伴い交換差益を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（「他資産との交換の場合」という。）における第1項において準用する規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあっては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。）は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換譲渡資産の価額に相当する金額をもって第1項の譲渡をしたものとみなす。
- 二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換取得資産の価額に相当する金額をもって第1項の取得をしたものとみなす。

租税特別措置法施行令

（特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第24条の5 2 法第36条の6 第1項に規定する政令で定める部分は、譲渡をした譲渡資産のうち、当該譲渡による収入金額から買換資産の取得価額を控除して得た金額が当該収入金額のうちに占める割合を、当該譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

8 法第36条の6 第3項第一号に規定する政令で定める部分は、同項に規定す

る交換譲渡資産のうち、同項に規定する交換差金の額が当該交換差金の額と同項に規定する交換により取得した資産の価額との合計額のうちに占める割合を、当該交換譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

この第36条の6は一般に買換え特例と称されているので、ここでもそのように称することにする。

この規定の中で、当該個人が第31条の3第1項、第35条第1項の規定の適用を受けている場合を除き、と規定されているが、この意味は、これらの規定に対して、この買換え特例が選択適用の関係にある、ということである。これらの規定は、直ぐ上で見たように、前者は10%と15%の特別の法定税率の規定であり、後者は3,000万円の特別控除額の規定である。両者を一括して、控除税率特例と言うこととする。これと、買換え特例とは、選択適用の関係にあるのである。ただ、注意すべきは、控除税率特例は、買換えや交換を条件とはしていない、ということである。買換えや交換の場合にも適用されるが、そうでない場合にも適用されるのである。つまり、単に譲渡するだけで、買換えや交換を行わない場合にも、適用される。結局、買換え特例と、控除税率特例とは、恒常に選択適用の関係にあるのではなく、譲渡を行った個人が、買換えや交換を行う場合にのみ、選択適用の関係にある。

このような意味での選択適用の関係については、後で述べることにして、さしあたっては、買換え特例それ自体について、以下、述べる。この買換え特例は、買換えと交換とに二分される。先ず前者、次に後者について述べる。

次のように記号を定めておく。

譲渡資産の譲渡による収入金額：Y万円。

買換資産の取得価額：A万円。

譲渡資産の簿価：Z万円。

措法第36条の6第1項ならびに措令第24条の5第2項：買換えの場合

当該譲渡資産の譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合： $Y \leq A$

当該譲渡資産の譲渡がなかったものとし、というのは、 $(Y - Z)$ の譲渡所得は0とし非課税とみなす、ということである。従って買換資産の簿価は、 $A - (Y - Z) = (A - Y) + Z$ ということになる。

当該収入金額が当該取得価額を超える場合： $Y > A$

当該譲渡資産のうちその超える金額、というのは、 $(Y - A)$ である。相当するものとして政令で定める部分の譲渡があった、というのは、結論を先に言えば、次のものである。

$$\frac{Y - A}{Y} \cdot Z$$

この譲渡があったので、次のような譲渡所得があることになる。

$$(Y - A) - \frac{Y - A}{Y} \cdot Z$$

この譲渡所得に対して、第31条の規定を適用する、つまり、特別控除額の100万円とともに20%の法定税率が適用される、ということである。

措令第24条の5第2項において、当該譲渡による収入金額と、当該譲渡資産の価額とを区別していることから明らかなように、後者は、譲渡資産の簿価を意味している。決して、時価ではない。時価は、前者の、当該譲渡による収入金額である。結局、この措令によって譲渡があったものというのは、先のように

$\{(Y - A)/Y\} Z$ となる。

他方、次の部分は、譲渡がなかったもの、とされ、この部分については非課税とされることになる。

$$A - \frac{A}{Y} \cdot Z$$

従って、買換資産の簿価は、 $(A/Y) \cdot Z$ である。

措法第36条の6第3項ならびに措令第24条の5第8項：交換の場合

次のように記号を定める。

交換譲渡資産の時価：Y万円。

交換取得資産の時価：A万円

交換差益：M万円。

譲渡資産の時価は、譲渡資産の譲渡による収入金額と言うので、第36条の6第3項第一号の、当該交換譲渡資産の価額とは、その資産の簿価を意味する。又、買換資産の時価は、買換資産の取得価額と言うので、第二号の、当該交換取得資産の価額とは、その資産の簿価を意味する。そうすると、次の各場合はそれぞれ次のようになる。

交換譲渡資産と交換取得資産との交換をした場合

交換差益はない時： $Y = A$

交換譲渡資産の価額はZであり、 $(Y-Z)$ はなかったものとして非課税となり、交換取得資産の価額、つまり簿価はZとなる。

交換差金を取得した時： $Y = A + M$

次の譲渡があったものとして、課税される。

$$M - \frac{Y-A}{Y} \cdot Z = (Y-A) - \frac{Y-A}{Y} \cdot Z$$

次の部分については、譲渡がなかったものとして、非課税となる。

$$A - \frac{A}{Y} \cdot Z$$

結局、第一号の、交換譲渡資産の価額はZであるが、第二号の、交換取得資産の価額は、つまり簿価は $(A - Y)/Z$ である。

交換差金を支払った時： $Y + M = A$

$(Y - Z)$ の譲渡がなかったものとされる。第一号の、交換譲渡資産の価額はZであるが、第二号の、交換取得資産の価額、つまり簿価は次のようにになる。

$$A - (Y - Z) = (A - Y) + Z$$

交換譲渡資産と他資産との交換の場合

次のように記号を定める

他資産の取得価額： \bar{A} 万円。

そうすると、この場合は、 $Y = \bar{A} + M$ と表される。

第3項第一号の、交換差金に対応する、譲渡したものとみなされる、交換の日における交換譲渡資産の価額に相当する金額は、第24条の5第8項より、次になる。

$$\frac{M}{M + \bar{A}} \cdot Z = \frac{M}{Y} \cdot Z$$

そうすると、交換差金に関して、次のように譲渡所得が発生したものとみなされる。

$$M - \frac{M}{Y} \cdot Z$$

この譲渡所得に対して、措法第31条の特別控除額の100万円とともに法定税率20%が適用される。

他方、他資産に関しては、この措法第36条の6の適用対象とはならない。従って、この他資産の簿価は、取得価額の \bar{A} 万円である。それは決して、交換譲渡資産の簿価のZ万円から、交換差金に対応する交換譲渡資産の価額に相当する金額の、 $(M/Y) \cdot Z$ 万円を控除した、残額の、 $\{(Y - M)/Y\} \cdot Z$ 万円ではない。し

かし、これについても、次のような譲渡所得が発生する。

$$\bar{A} - \frac{Y-M}{Y} \cdot Z = (Y-M) - \frac{Y-M}{Y} \cdot Z$$

この譲渡所得に対しては、第36条の6とは独立に、単に一般的に、措法第31条の特別控除額100万円とともに法定税率20%が適用されるし、又、措法第35条の特別控除額3,000万円とともに法定税率の10%と15%が適用される。

ただ、前者の、特別控除額100万円と法定税率20%よりも、後者の、特別控除額3,000万円と法定税率10%・15%の方が、税負担は小さく、従って、前者が選択されることは基本的に考えられない。

翻って、交換差金に関する譲渡所得にしても、上の、前者ではなく、後者を選択した方が税負担は小さい。

結局、措法36条の6第3項における、他の資産との交換の場合、の規定は不要であり、従って又、それと関連する、措令第24条の5第8項の規定も不要に思われる。

買換え特例の規定は、買換えでも、交換でも全く同様になっている。前者の買換えに代表させて言えば、結局、次のようになっている。譲渡資産の譲渡収入金額が、買換資産の取得価額以下である場合は、譲渡所得は非課税となり、買換資産の簿価は、取得価額から譲渡所得を控除した残額である。譲渡収入金額が取得価額を超える場合は、超える部分に関する譲渡所得には課税され、他方、買換資産の取得価額に関する譲渡所得は非課税となり、買換資産の簿価は取得価額から非課税となる譲渡所得相当額を控除した残額である。

次に買換え特例と控除税率特例の選択適用について述べる。

買換え特例と、控除税率特例との、最大の相異点は、譲渡・買換えの時点から見て将来の時点において、買換え資産を譲渡した際に現われる。すなわち、

前者の特例の場合は、後者の特例の場合と比べて、将来時点において、譲渡資産の簿価が小さく、従って譲渡所得金額が大きくなり、課税額が大きくなる。このようになるのは、譲渡・買換え時点において、両特例は同じく減税措置であると言っても、その在り方が異なるからである。従って、譲渡・買換えの時点で両特例は選択適用となっていると言っても、その比較考量の対象となる課税額としては、譲渡・買換えの時点のものだけでなく、その時点から見て将来の時点の、買換え資産の譲渡の際のものも、考慮されなければならない。将来時点の課税額は現在価値で表わされるとして、それぞれの課税額の式を定めることにする。

便宜上、将来時点においては両特例はないものとし、又、5年を超えてn年後にY_n万円で譲渡されるものとし、従って法定税率は長期譲渡所得の20%とする。特別控除額の100万円はないものとする。翻って、譲渡・買換えの時点において、譲渡所得は、特別控除額の3,000万円と、特別法定税率の15%が適用される6,000万円超との、合計額の9,000万円超とし、又、譲渡収入金額は取得価額を超えるとし、そして利子率をiとする。記号を次のように定めると、それぞれ次のような式が定められる。

買換え特例の場合の課税額：T_b万円。

$$\begin{aligned} T_b &= 0.20 \left\{ (Y - A) - \frac{Y - A}{Y} \cdot Z \right\} + 0.20 (Y_n - A) / (1+i)^n \\ &= 0.20 \left\{ (Y - A) - \frac{Y - A}{Y} \cdot Z \right\} + 0.20 \left\{ (Y_n - A) + (A - \frac{A}{Y} \cdot Z) \right\} / (1+i)^n \end{aligned}$$

この最後の辺の、第2項の分子の中括弧の中の第2項は、譲渡・買換えの時点で非課税とされたものが、将来時点で課税されることを表わしている。買換え特例の減税措置とは課税の繰延べを意味しているのである。

控除税率特例の場合の課税額：T_s万円。

$$T_s = 0.10 \times 6,000 + 0.15 \{ (Y - 3,000) - 6,000 \} + 0.20(Y_n - A) / (1+i)^n$$

この右辺の第2項は明らかに、先の T_b の最後の辺の第2項よりも小さい。しかし、第1項の大小はケースによることになる。

結局、買換え特例と、控除税率特例とは選択適用となっている、と言っても、任意ではあるが、納税者にとってはそれぞれの条件によって、その選択は、 T_b と T_s との大小によって、一意的となるのである。

4-3 利子所得

租税特別措置法

(利子所得の分離課税等)

第43条 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が昭和63年4月1日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第23条第11項に規定する利子等については、同法の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し、100分の15の税率を適用して所得税を課する。

図表5に従って簡単に述べることにする。記号を次のように定める。

課税総所得金額： X_g 万円。0超330万円未満とする。

課税総所得金額と利子所得との合計額： X 万円。330万円超900万円以下とする。 X 万円に対して総合課税が行われたと仮定した時の税額。課税総所得金額への税額に対して、利子所得への税額が上乗せされるとする。： $T_g(X)$ 万円。

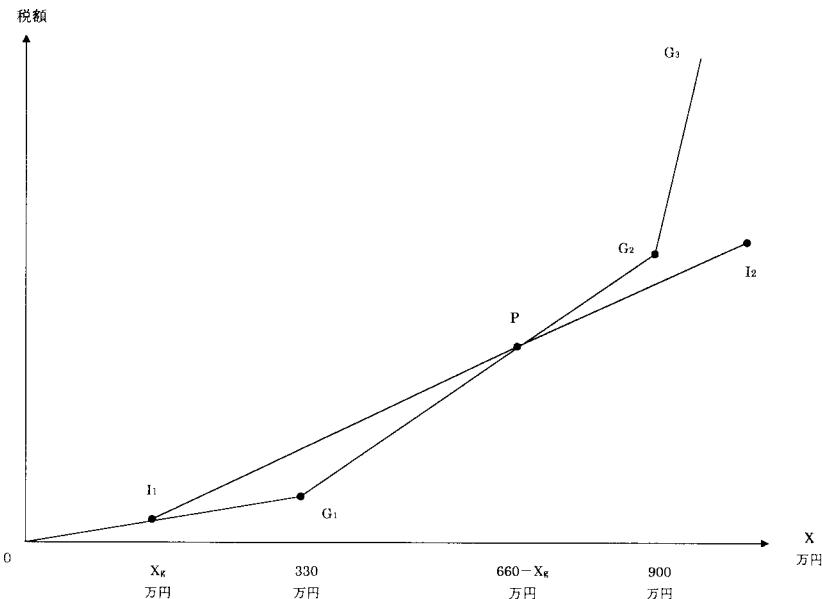
課税総所得金額への税額と、利子所得への分離課税による税額との合計額。前者へ後者が上乗せされるとする。： $T_g + i(X)$ 万円。

それぞれ次のように定式化され、図表と対応させられる。

$$Tg(X) = 0.10 \times 330 + 0.20(X - 330) : \text{線分 } G_1G_2。$$

$$Tg + i(X) 0.10Xg + 0.15(X - Xg) : \text{線分 } I_1I_2。$$

図表 5



両者が等しい時のXは $(660 - X_g)$ となり、従って $(X - X_g)$ は $(660 - 2X_g)$ となる。かくして次のようになる。

課税総所得金額 X_g 万円が0超330万円未満の時、利子所得が0超 $(660 - 2X_g)$ 万円未満の場合は、線分 I_1P が屈折線 I_1G_1P より上方にあるので、利子所得への分離課税による税額は、利子所得が総合課税されたと仮定したときの税額よりも、大きく、他方、利子所得が $(660 - 2X_g)$ 万円超の場合は、線分 $P I_2$ が、屈折線 $P G_2 G_3$ より下方にあるので、分離課税による税額は総合課税による税額よりも小さく、丁度 $(660 - 2X_g)$ 万円の場合は同じ大きさである。

又、図表より類推して、課税総所得金額が330万円以上の場合は、利子所得への分離課税による税額は、総合課税による税額よりも、常に小さい。

かくして結局、課税総所得金額が330万円以上の場合は、分離課税は総合課税に対して税負担の軽減措置となっているが、330万円未満では必ずしもそうではない、ということになる。

租税特別措置法

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

第4条の2 勤労者財産形成促進法に規定する勤労者が、財産形成住宅貯蓄をする場合において、(次条の元本との合計額が550万円以下の金額に対する利子については——引用者注)，所得税を課さない。

租税特別措置法

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

第4条の3 前条第1項に規定する勤労者が財産形成年金貯蓄をする場合において、(前条の元本との合計が550万円以下の金額に対する利子については)，所得税を課さない。

ここでは上の2つの条文を掲げておくだけに止めておくことにする。

所得税法

(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税)

第9条の2 年齢65歳以上である老人等が、郵便貯金の預金をする場合において、(350万円以下の元本に対する——引用者注) 利子については、所得税を課さない。

所得税法

(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)

第10条 老人等が、預貯金、合同運用信託、特定公募公社債運用投資信託又は有価証券の預入等をする場合において、(350万円以下の元本に対する利子については——引用者注)、所得税を課さない。

租税特別措置法

(老人等の少額公債の利子の非課税)

第4条 老人等が、公債を購入する場合において、(350万円以下の元本に対する利子については——引用者注)、所得税を課さない。

年金受給者には、保険料拠出時に支払保険料の所得控除、年金受給時には雑所得（公的年金）の計算の際に控除、又、老年者控除の所得控除が、それぞれ行われ、これらと並んで上の利子所得に対する減免措置が採られている、ということを指摘するだけに止めておく。

5 おわりに

本稿で強調したい点は次のとおりである。

1 恒常的に主たる所得という意味では、課税総所得金額は、給与所得か、事業所得か、雑所得（公的年金）か、の何れか一つである、として分析されるのが効率的である。

1 損益通算と欠損金の繰越控除は、事業所得に損失が発生した場合と、給与所得が生じている場合とに二分割して分析されるのが効率的である。

1 法定税率において区分するというのは、各個人を所得の大きさによって区分する、という意味ではなく、個人の所得それ自体を区分する、という意味である。

- 1 所得控除ならびに低い法定税率は中所得者や高所得者にも形式的には適用されているが、それらによる差益は実質的には消失させられている。
- 1 土地譲渡所得への分離課税による税額は、課税総所得金額への総合課税による税額に対する、上乗せ税額として比較考量さるべきである。

以上。

- 石 弘光 [1986]『税制改革をどう進めるか』日本経済新聞社。
- 石 弘光 [2001]『税制ウォッキング』中央公論社。
- 井堀利宏 [2001]『あなたが払った税金の使われ方』東洋経済新報社。
- 井堀利宏 [2002]『要説：日本の財政・税制』税務経理協会。
- 大島隆夫・西野襄一 [1986]『所得税法の考え方・読み方』税務経理協会。
- 大田弘子 [2002]『良い増税 悪い増税』東洋経済新報社。
- 金子 宏編 [1991]『所得課税の研究』有斐閣。
- 金子 宏 [1995]『所得概念の研究』有斐閣。
- 金子 宏 [1996-a]『所得課税の法と政策』有斐閣。
- 金子 宏 [1996-b]『課税単位及び譲渡所得の研究』有斐閣。
- 金子 宏 [2003]『租税法（第9版）』弘文堂。
- 北野弘久 [1996]『税法学原論（第四版）』青林書院。
- 河野惟隆 [1987]『個人所得税の研究』税務経理協会。
- 河野惟隆 [1995]『法人税・所得税の研究』税務経理協会。
- 佐藤 進・宮島 洋 [1990]『戦後税制史』税務経理協会。
- 神野直彦・金子 勝編著 [1998]『地方に財源を』東洋経済新報社。
- 野口悠紀雄 [1989]『現代日本の税制』有斐閣。
- 野口悠紀雄編 [1994]『税制改革の新設計』日本経済新聞社。
- 野水鶴雄 [1999]『要説所得税法』税務経理協会。
- 橋本 徹・山本栄一編 [1987]『日本型税制改革』有斐閣。

- 八田達夫 [1988] 『直接税改革』日本経済新報社。
- 平野拓也 [2001] 『税金の常識・非常識』筑摩書房。
- 藤田 晴 [1987] 『税制改革』税務経理協会。
- 藤田 晴 [1992] 『所得税の基礎理論』中央経済社。
- 水野忠恒 [2003] 『租税法』有斐閣。
- 宮島 洋 [1986] 『租税論の展開と日本の税制』日本評論社。
- 宮島 洋編著 [1990] 『税制改革の潮流』有斐閣。
- 森信茂樹 [2001] 『日本の税制』PHP研究所。
- 山内ススム [2000] 『所得税法要説（三訂版）』税務経理協会。
- 和田八束 [1990] 『日本の税制』有斐閣。
- 和田八束 [1992] 『租税特別措置』有斐閣。